

令和6年 秋田県の都市計画

【Ⅱ】秋田県の都市計画

【Ⅱ】秋田県の都市計画

第1章 土地利用

1-1 都市計画区域	
(1) 都市計画区域指定の沿革	1
(2) 都市計画区域指定状況	2
1-2 都市計画のマスタープラン	
(1) 都市計画区域マスタープラン	3
(2) 市町村マスタープラン	3
(3) 立地適正化計画	4
(4) 広域緑地計画	4
(5) 緑の基本計画	4
1-3 区域区分（市街化区域・市街化調整区域）	5
1-4 地域地区	
(1) 用途地域	6
(2) 特別用途地区	7
(3) 特定用途制限地域	7
(4) 高度利用地区	7
(5) 防火地域及び準防火地域	7
(6) 風致地区	8
(7) 臨港地区	8
(8) 特別緑地保全地区	8
(9) 伝統的建造物群保存地区	8

第2章 都市施設

2-1 交通施設	
(1) 都市計画道路	9
(2) 駅前広場	10
(3) 駐車場	11
(4) 自動車ターミナル	11
2-2 公園・緑地等	
(1) 公園・緑地等一覧	12
(2) 緑地	13
(3) 墓園	13
(4) 緑地協定	13
2-3 下水道	14
2-4 一団地の官公庁施設	17
2-5 その他の都市計画施設	19

第3章 市街地開発事業

3-1 土地区画整理事業	20
3-2 市街地再開発事業	20

第4章 地区計画

4-1 地区計画	21
4-2 集落地区計画	24
4-3 地区計画等の手続き条例	24

第5章 その他

5-1 調査	
(1) 都市計画基礎調査	25
(2) 総合都市交通体系調査等	26
(3) 土地区画整理事業調査	27
(4) その他の調査	27
5-2 市町村都市計画審議会と都市計画提案	28
5-3 開発許可権者と許可件数	29
5-4 都市計画事業費	
(1) 都市計画事業費等の推移	33
(2) 都市計画税	35
5-5 まちづくり	
(1) 中心市街地活性化基本計画	36
(2) 都市再生整備計画事業の推移	36
5-6 景観行政団体と景観条例に基づく行為の届出	37
5-7 歴史まちづくり計画認定都市	38
5-8 組織体制	
(1) 都市計画に係る事務分掌	39
(2) 都市計画課に係る事務の市町村への権限移譲	39

【Ⅱ】秋田県の都市計画

第1章 土地利用

1－1 都市計画区域

(1)都市計画区域指定の沿革

1919年（大正8年）4月に「都市計画法」（旧法）が公布され、翌年に施行された同法は、最初6大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）に、後に順次その他都市にも適用されたものであるが、秋田県内では、1930年（昭和5年）5月2日に秋田都市計画区域12,970ha（秋田市、寺内村、土崎港町、廣山田村、外旭川村、旭川村及び新屋町）において法適用を受けたのが最初である。

1933年（昭和8年）3月には都市計画法が改正され、特定の町村においても同法が適用できることとなり、翌年には大湯町、大館町、本荘町が行政区域全域を対象に都市計画区域の指定を行っている。

新都市計画法が公布される1968年（昭和43年）6月までに、大火災を契機に1964年（昭和39年）に都市計画区域を指定した上小阿仁村を最後に、旧法下で32の都市計画区域が指定を受けており、その後、都市計画区域の拡大、縮小、廃止等の変更が行われてきている。

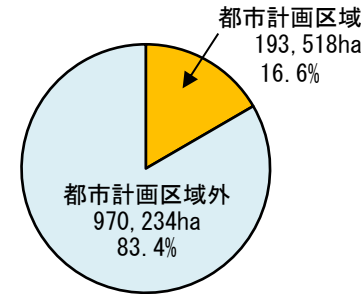
なお、新法において制度化された区域区分については、1971年（昭和46年）に秋田都市計画区域（秋田市、昭和町、飯田川町、天王町）において県内唯一都市計画決定され、今日に至っている。

平成の大合併により、従前、県内に69あった市町村が25に合併されたことに伴い、平成22年度に、鷹巣、森吉、合川の各都市計画区域を北秋田都市計画区域に、仁賀保、金浦、象潟の各都市計画区域をにかほ都市計画区域に、横手、平鹿、十文字、増田の各都市計画区域を横手都市計画区域に、平成23年度に、大曲、西仙北の各都市計画区域を大曲都市計画区域に、平成24年度に、能代、二ツ井の各都市計画区域を能代都市計画区域に、角館、田沢湖の各都市計画区域を仙北都市計画区域に、本荘、矢島の各都市計画区域を由利本荘都市計画区域に、平成25年度に、大館、比内の各都市計画区域を大館都市計画区域に、平成26年度に、秋田、河辺の各都市計画区域を秋田都市計画区域として統合・再編している。

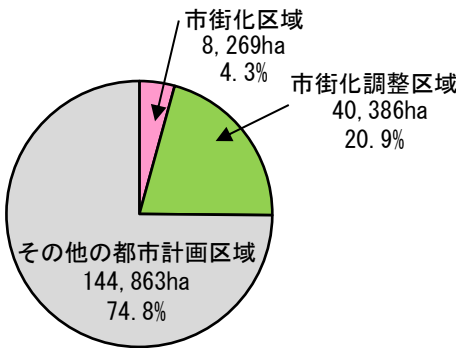
平成26年度には、都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域に係る町村の指定要件に合致しないことから、上小阿仁都市計画区域を廃止している。

■都市計画区域の面積、人口（令和6年4月1日現在）

①面積

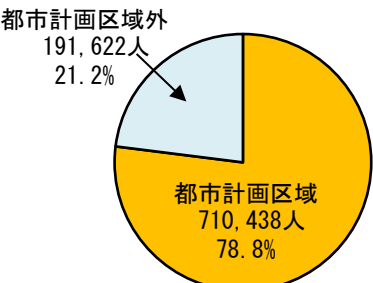


秋田県総面積 1,163,752ha

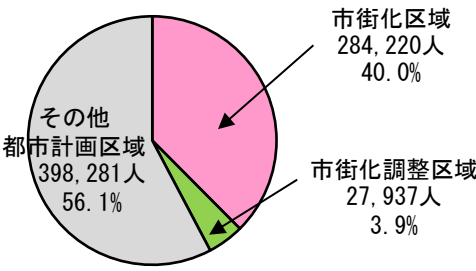


都市計画区域面積 193,518ha

②人口



秋田県総人口 902,060人



都市計画区域人口 710,438人

(2) 都市計画区域指定状況

令和6年4月1日現在

都市計画 区域名	都市名	当初指定 年月日	最終指定 年月日	行政区域		人口集中地区(DID)		都市計画区域		区域率(%)
				面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
秋 田	秋 田 市	S 5 5 2	H 26 7 1	90,607	295,065	5,485	245,611	41,437	290,692	45.7
	潟 上 市	S 26 9 7	H 26 7 1	9,772	31,420			7,218	21,465	73.9
				100,379	326,485	5,485	245,611	48,655	312,157	48.5
鹿 角	鹿 角 市	S 9 7 21	S 47 12 14	70,752	27,417			19,000	26,921	26.9
大 館	大 館 市	S 9 12 14	H 25 8 6	91,322	66,218	798	24,063	12,628	56,588	13.8
北 秋 田	北 秋 田 市	S 24 11 8	H 22 7 23	115,276	28,246			8,854	20,758	7.7
能 代	能 代 市	S 15 9 26	H 24 8 14	42,695	47,890	537	17,269	11,059	42,065	25.9
男 鹿	男 鹿 市	S 15 5 13	S 56 11 24	24,109	23,779			19,160	19,300	79.5
由 利 本 荘	由 利 本 荘 市	S 9 12 14	H 24 12 7	120,959	71,285	422	16,115	6,894	39,570	5.7
に か ほ	に か ほ 市	S 11 5 30	H 22 7 23	24,113	22,272			2,353	16,313	9.8
大 曲	大 仙 市	S 13 3 8	H 29 2 20	86,679	74,664	470	16,795	16,956	48,080	19.6
	美 郷 町	S 44 5 20	H 23 9 16	16,832	17,649			815	4,296	4.8
				103,511	92,313	470	16,795	17,771	52,376	17.2
仙 北	仙 北 市	S 25 9 12	H 24 11 20	109,356	23,227			7,933	11,781	7.3
横 手	横 手 市	S 12 7 21	H 22 7 23	69,280	79,390	391	11,205	28,018	74,960	40.4
湯 沢	湯 沢 市	S 24 7 2	S 50 9 25	79,091	40,164	300	9,641	7,780	24,488	9.8
小 坂	小 坂 町	S 35 12 24	S 60 12 3	20,170	4,508			1,186	3,034	5.9
五 城 目	五 城 目 町	S 27 12 24	S 45 12 26	21,492	7,947			1,159	4,917	5.4
八 郎 潟	八 郎 潟 町	S 25 11 10	S 60 12 3	1,700	5,210			1,068	5,210	62.8
計(A)	都市計画区域を有する市町村(13市4町)			994,205	866,351	8,403	340,699	193,518	710,438	19.5
県計(B)	全25市町村(13市9町3村)			1,163,752	902,060	8,403	340,699	193,518	710,438	16.6
県対比(A/B)		単位(%)		85.4	96.0	100.0	100.0			
全県都市計画区域/全県行政区域		単位(%)						16.6	78.8	

注1 都市計画区域を有する市町村の行政区域及び都市計画区域の人口は令和2年国勢調査の確定値をベースにした住民基本台帳による人口である。

注2 人口集中地区(DID)は令和2年国勢調査による。

注3 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和6年1月1日現在)による。

都市名	市街化区域		市街化調整区域	
	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)
秋田市	7,586	268,078	33,851	22,614
潟上市	683	16,142	6,535	5,323
合計	8,269	284,220	40,386	27,937

1-2 都市計画のマスタープラン

(1) 都市計画区域マスタープラン

(令和6年3月31日現在)

告示年月日・番号	都市計画名
H16年4月9日 秋田県告示第352号	男鹿都市計画
H22年7月23日 秋田県告示371号	にかほ都市計画
H23年3月25日 秋田県告示157号	横手都市計画
H23年9月16日 秋田県告示395号	大曲都市計画
H24年8月14日 秋田県告示442号	能代都市計画
H24年11月9日 秋田県告示584号	北秋田都市計画
H24年11月20日 秋田県告示605号	仙北都市計画
H24年12月7日 秋田県告示632号	由利本荘都市計画
H24年12月7日 秋田県告示634号	五城目都市計画
H25年7月30日 秋田県告示353号	湯沢都市計画
H25年8月6日 秋田県告示362号	大館都市計画
H25年11月5日 秋田県告示501号	鹿角都市計画
H25年11月5日 秋田県告示502号	小坂都市計画
H26年7月1日 秋田県告示351号	秋田都市計画 ※R6年度中に改定予定
H26年9月9日 秋田県告示452号	八郎潟都市計画

(2) 市町村マスタープラン

(令和6年3月31日現在)

	都市計画 区 域 名	市町村名	策定	知事通知 年月日	備 考
1	秋田	秋田市	済	R 3. 6. 30	前回策定 H23. 3. 13
		潟上市	済	R 2. 3. 31	前回策定 H31. 3. 31
2	鹿角	鹿角市	済	R 2. 4. 13	前回策定 H31. 3. 31
3	大館	大館市	済	H31. 3. 29	前回策定 H19. 10. 1
4	北秋田	北秋田市	済	H19. 4. 25	前回策定 H 9. 4. 28
5	能代	能代市	済	R 4. 3. 31	前回策定 H22. 3. 30
6	男鹿	男鹿市	済	H17. 2. 21	
7	由利本荘	由利本荘市	済	H22. 4. 13	前回策定 H10. 2. 10
8	にかほ	にかほ市	済	H21. 4. 9	前回策定 H13. 8. 1
9	大曲	大仙市	済	H21. 7. 15	前回策定 H15. 5. 1
		美郷町	未		
10	仙北	仙北市	済	H21. 3. 31	前回策定 H13. 11. 15
11	横手	横手市	済	H31. 3. 29	前回策定 H21. 7. 28
12	湯沢	湯沢市	済	H30. 3. 30	前回策定 H14. 3. 25
13	小坂	小坂町	済	R 6. 3. 5	前回策定 H16. 3. 19
14	五城目	五城目町	済	H23. 6. 7	前回策定 H11. 7. 29
15	八郎潟	八郎潟町	済	H25. 10. 24	

(3) 立地適正化計画

(令和6年3月31日現在)

市町村名	摘 要
大仙市	H30. 3. 26作成・公表
秋田市	H30. 3. 30作成・公表
湯沢市	H30. 3. 30作成・公表
大館市	H31. 3. 29作成・公表
横手市	H31. 3. 29作成・公表、R 4. 6. 9改訂（防災指針有）
能代市	R 4. 3. 31作成・公表（防災指針有）
小坂町	R 6. 2. 1作成・公表（防災指針有）

(4) 広域緑地計画

(令和6年3月31日現在)

項目	概 要
策定年月	平成10年3月
目標年次	基準年次 平成 7 年 中間年次 平成17年 目標年次 平成27年
対象区域	都市計画区域を基本とし、必要に応じて都市計画区域外を含む
基本理念	まちに緑が映え、季節感にあふれる秋田まち並み創造
緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合 30%（概ね 6, 350ha） 都市計画区域面積に対する割合 40%（概ね68, 670ha） 一人当たり都市公園整備量 20㎡/人
緑地確保達成量	市街地面積に対する割合 17.3%（3, 564ha） 都市計画区域面積に対する割合 35.0%（67, 794ha） 一人当たり都市公園整備量 21.2㎡/人 （都市公園以外を含む）（24.1㎡/人）

(5) 緑の基本計画

(令和6年3月31日現在)

市町村名	公表年月	摘 要
秋田市	平成20年4月	改訂（平成31年3月）、旧秋田市（平成10年4月）、旧河辺町（平成13年6月）
大仙市	平成14年7月	旧大曲市
大館市	平成15年4月	
能代市	平成25年2月	

1-3 区域区分

①区域区分の決定状況

都市計画 区域名	決定・変更年月日	都市名	都市計画 区域面積 (ha)	市街化 区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)
秋 田	S46. 3. 30 当初決定	秋田市	41,437	7,586	33,851
	S52. 3. 29 第1回見直し				
	S58. 5. 7 第2回見直し	潟上市	7,218	683	6,535
	S59. 6. 2 随時見直し(御所野編入)				
	H 3. 9. 24 第3回見直し				
	H10. 9. 22 第4回見直し				
	H16. 4. 30 随時見直し(飯島古道地区)				
	H18. 5. 19 第5回見直し				
	H26. 7. 1 第6回見直し	計	48,655	8,269	40,386
	H31. 2. 1 随時見直し(檜山石塚谷地地区)				

②市街化区域及び市街化調整区域のフレーム

当初決定年月日：S46年 3月30日 秋田県告示第191号
最終決定年月日：H26年 7月 1日 秋田県告示第352号

目標年次 令和2年

都市名	都市計画区域		市街化区域		保留人口		市街調整区域		生産規模 (億円)		就業者数 (千人)	
	面積 (ha)	人口 フレーム (千人)	面積 (ha)	人口 フレーム (千人)	特定	その他	面積 (ha)	人口 フレーム (千人)				
秋田市	41,437	302.8	7,586	288.2	—	7.5	33,835	36.9	製造業 出荷額	2,577	1次産業	2
									卸小売業 販売額	12,976	2次産業	24
潟上市	7,218	22.3	683				6,535				3次産業	126
合計	48,655	325.1	8,269	288.2	—	7.5	40,370	36.9	計	15,553	計	152

※市街化調整区域人口は保留人口を含む。

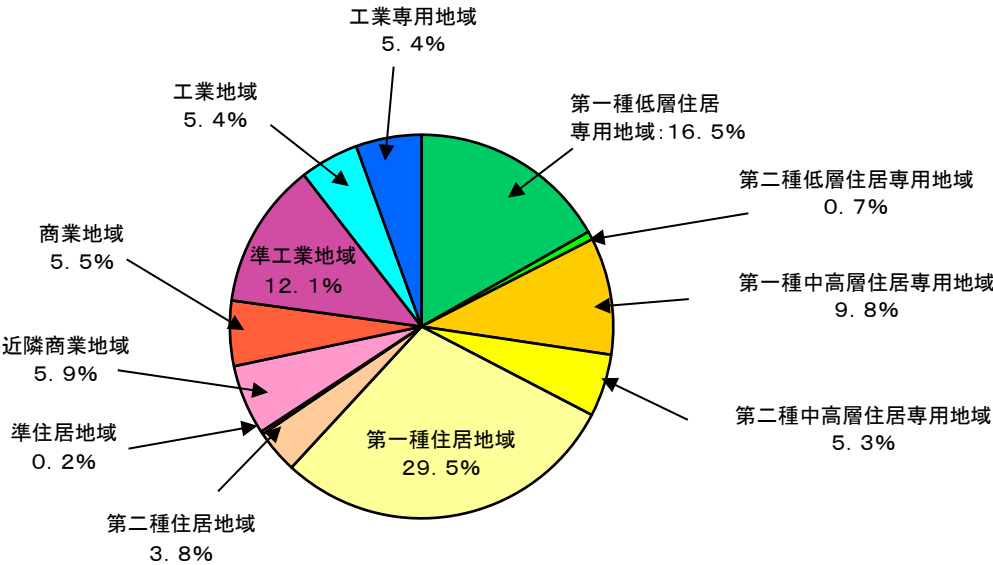
1－4 地域地区
(1) 用途地域

(令和6年4月1日現在)
(単位：ha)

都市計画 区 域 名	都市名	用途地域														
		第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住居 地域	田園 住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	合計	
秋 田	秋 田 市	2,106.0	13.0	717.0	488.0	1,489.0	91.0	5.8		355.0	390.0	828.0	281.0	822.0	7,586	
	潟 上 市	119.0	2.5	79.1	68.0	255.0	8.8			32.0		119.0			683	
	小 計	2,225.0	15.5	796.1	556.0	1,744.0	99.8	5.8		387.0	390.0	947.0	281.0	822.0	8,269	
鹿 角	鹿 角 市	145.0	7.2	10.0		436.0	11.0			63.0	103.0	110.0			885	
大 館	大 館 市	110.0		233.0	56.0	554.0	18.0	5.0		63.0	86.0	107.0	32.0		1,264	
北 秋 田	北秋田市	76.0		36.0		162.0	19.0			19.0	28.0	30.0			370	
能 代	能 代 市	170.0		221.7	79.0	577.2	211.8			157.5	118.0	243.9	407.1		2,186	
男 鹿	男 鹿 市	94.0		108.0	47.0	230.0	40.0	4.0		73.0	32.0	136.0	30.0	165.0	959	
由利本荘	由利本荘市	119.0	39.0	53.0	123.0	299.0	140.0	12.0		36.0	71.0	102.0	136.0		1,130	
に か ほ	にかほ市	7.2		91.0	5.0	344.3	1.0	16.3		42.8	23.0	157.6	110.8		799	
大 曲	大 仙 市	83.2	36.0	103.0	63.0	349.0	11.0	5.9		74.9	59.4	122.4	15.0		923	
	美 郷 町	19.0		15.0	56.0	75.0				8.5	13.0	24.0			211	
	小 計	102.2	36.0	118.0	119.0	424.0	11.0	5.9		83.4	72.4	146.4	15.0		1,133	
仙 北	仙 北 市	72.0	24.0	53.0	39.0	217.0	20.0			29.0	36.0	92.0			582	
横 手	横 手 市	202.0	4.7	220.0	53.0	410.0	137.0			123.0	105.0	281.0	17.0	119.0	1,672	
湯 沢	湯 沢 市	10.0		68.0	4.2	374.9	43.6			93.0	46.0	55.5	26.1		721	
小 坂	小 坂 町	8.8		19.0		58.0	28.0			14.0		9.6	53.0		190	
五 城 目	五城目町	39.6				175.3				14.0	25.0	65.0			319	
八 郎 潟	八郎潟町	6.3	8.5			64.5				14.0		8.5			102	
合計		3,387.1	134.9	2,026.8	1,081.2	6,070.2	780.2	49.0	0.0	1,211.7	1,135.4	2,491.5	1,108.0	1,106.0	20,582	
構成比（％）		16.5%	0.7%	9.8%	5.3%	29.5%	3.8%	0.2%	0.0%	5.9%	5.5%	12.1%	5.4%	5.4%	100.0%	

(注) 構成比の合計は端数処理の関係で100%とならない場合もある。

■用途地域の面積割合



(2) 特別用途地区

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		種 類	面 積	最終決定年月日及び告示番号
区域名	都市名			
能 代	能代市	娯楽・レクリエーション地区	約 55ha	H 8. 4. 1 能代市告示第12号
		特別工業地区	約135.2ha	R 6. 3.29 能代市告示第29号
湯 沢	湯沢市	特別工業地区	約 42ha	H 8. 4. 1 湯沢市告示第6号
秋 田	秋田市	大規模集客施設制限地区	約 828ha	H26. 7. 1 秋田市告示第174号
		特別工業地区	約 33ha	R 4. 9.28 秋田市告示第241号
大 曲	大仙市	大規模集客施設制限地区	約122.4ha	H23. 9.16 大仙市告示第81号

(3) 特定用途制限地域

(令和6年3月31日現在)

都市名	地域名	面積 (ha)	最終 (当初) 決定年月日 及び告示番号
横手市	都市近郊型地区	約 42	R5. 3. 9 (H23. 12. 14) 横手市告示第25号
	沿道拠点型地区	約 42	
	地域拠点型地区	約 655	
	田園保全型地区	約 25, 230	
計		約 25, 969	

※ () は当初決定年月日

(4) 高度利用地区

(令和6年3月31日現在)

都市名	地区名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	面積	容積率の最高 及び最低限度	建蔽率の 最高限度	建築面積の 最低限度
秋田市	駅前高度利用地区	秋田市中通二丁目	H19. 4. 16 (S49. 7. 19) 秋田市告示第127号	約3.3ha	Max 600% Min 200%	80%	500m ²
秋田市	中通一丁目高度利用地区	秋田市中通一丁目	H20. 10. 15 (H12. 7. 4) 秋田市告示第203号	約2.9ha	Max 600% Min 200%	80%	500m ²
横手市	横手駅東口高度利用地区	横手市駅前地区他	R 1. 11. 15 (H18. 5. 30) 横手市告示第190号	約3.6ha	Max 400% Min 100%	80%	150m ²
大仙市	大曲通町地区	大仙市大曲通町 大仙市大曲福住町	H24. 3. 1 (H22. 12. 16) 大仙市告示第143号	約2.6ha	Max 400% Min 80%	80%	150m ²

※ () は当初決定年月日

(5) 防火地域及び準防火地域

(令和6年3月31日現在)

防 火 地 域			準 防 火 地 域		
都市名	面積 (ha)	最 終 決 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号	都市名	面積 (ha)	最終決定年月日 及び告示番号
秋田市	16.80	S44. 5. 7 建設省告示第1779号	秋田市	1,608.90	H26. 7. 1 秋田市告示第175号
大館市	2.30	S44. 5. 7 建設省告示第1777号	鹿角市	52.00	H 8. 1. 5 鹿角市告示第2号
能代市	0.33	S31. 8. 9 建設省告示第1234号	大館市	151.10	H11. 9.21 大館市告示第39号
			北秋田市	54.80	H22. 7.23 北秋田市告示第62号
			能代市	219.67	S31. 8. 9 建設省告示第1234号
			男鹿市	93.50	S49.12.16 男鹿市告示第32号
			由利本荘市	107.00	R4.10.31 由利本荘市告示第91号
			大仙市	126.00	H21.12.7 大仙市告示第112号
			横手市	160.00	R1.11.15 横手市告示第192号
			湯沢市	151.00	H 8. 4. 1 湯沢市告示第5号
計	19.43		計	2,723.97	

(6) 風致地区

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		風致地区名	計画決定最終 年 月 日 区域区分告示 年 月 日	面積 (ha)	地区別種別面積 (ha)		
区域名	都市名				第1種地 区	第2種地 区	第3種地 区
秋 田	秋田市	城跡風致地区	S30. 5. 12	16. 00	7. 00	-	9. 00
			S45. 6. 13				
		金照寺山風致地区	S30. 5. 12	30. 70	-	27. 90	2. 80
			S45. 6. 13				
		高清水風致地区	S43. 12. 28	71. 00	41. 80	9. 30	19. 90
			S45. 6. 13				
		手形山風致地区	H 8. 4. 2	181. 20	88. 30	46. 00	46. 90
			S45. 6. 13				
		勝平山風致地区	H 8. 4. 2	1, 021. 80	444. 50	25. 90	551. 40
			S45. 6. 13				
		焼山風致地区	S43. 12. 28	40. 00	21. 80	0. 80	17. 40
			S45. 6. 13				
		浜ナシ山風致地区	S34. 3. 24	10. 00	-	-	10. 00
			S45. 6. 13				
		大森山風致地区	S43. 12. 28	129. 20	126. 40	2. 40	0. 40
			S45. 6. 13				
		金足風致地区	S43. 12. 28	164. 60	153. 60	11. 00	-
			S45. 6. 13				
		小計	9 地区	1, 664. 50	883. 40	123. 30	657. 80
由利本荘	由利本荘市	蟻山風致地区	H24. 12. 7	39. 60	27. 20	6. 60	5. 80
			S45. 6. 13				
		東山風致地区	H24. 12. 7	61. 85	46. 58	15. 27	-
			S45. 6. 13				
		小計	2 地区	101. 45	73. 78	21. 87	5. 80
にかほ	にかほ市	琴浦風致地区	H22. 7. 23	1. 70	1. 70	-	-
			S45. 6. 13				
		大沢風致地区	H22. 7. 23	0. 50	0. 50	-	-
			S45. 6. 13				
		金浦風致地区	H22. 7. 23	43. 80	30. 00	-	13. 80
			S49. 7. 23				
		小計	3 地区	46. 00	32. 20	-	13. 80
横 手	横手市	城付風致地区	S43. 4. 23	93. 10	93. 00	-	0. 10
			H25. 3. 27				
		愛宕山風致地区	S43. 4. 23	9. 20	9. 20	-	-
			S45. 6. 13				
		小計	2 地区	102. 30	102. 20	-	0. 10
湯 沢	湯沢市	城跡風致地区	S35. 3. 25	44. 80	44. 80	-	-
			S45. 6. 13				
		前森風致地区	S35. 3. 25	12. 40	10. 90	-	1. 50
			S45. 6. 13				
		愛宕山風致地区	S35. 3. 25	6. 60	4. 90	-	1. 70
			S45. 6. 13				
		小計	3 地区	63. 80	60. 60	-	3. 20
合計	5 市	1 9 地区		1, 978. 05	1, 152. 18	145. 17	680. 70

(7) 臨港地区

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		地区名	港湾法による指定区分	最終決定年月日 及び告示番号	面積	分 区 種 別					
区域名	都市名					商港区	工業港区	保安港区	修景厚生港区	漁港区	マリーナ港区
秋田	秋田市	秋田港臨港地区	重要港湾	H19. 2. 27 秋田県告示第111号	662. 5	130. 1	485. 2	11. 8	26. 2	-	9. 2
男鹿	男鹿市	船川港臨港地区	重要港湾	H15. 8. 15 秋田県告示第639号	253. 4	75. 1	48. 2	107. 6	18. 2	2. 1	2. 2
能代	能代市	能代港臨港地区	重要港湾	S63. 9. 24 秋田県告示第624号	276	47. 1	211. 4	-	17. 5	-	-
由利本荘	由利本荘市	本荘港臨港地区	地方港湾	H24. 12. 7 由利本荘市告示第92号	13. 2	-	-	-	4. 6	-	8. 6
計	4 市	4 地区	4 港		1205. 1	252. 3	744. 8	119. 4	66. 5	2. 1	20

(8) 特別緑地保全地区

(令和6年3月31日現在)

区域名	都市名	名称	面積 (ha)	最終 (当初) 決定年月日及び告示番号
仙北	仙北市	田町山緑地保全地区	3. 2	H24. 11. 20 (H 9. 3. 7) 仙北市告示第112号

(9) 伝統的建造物群保存地区

(令和6年3月31日現在)

区域名	都市名	名称	面積 (ha)	最終 (当初) 決定年月日及び告示番号
仙北	仙北市	仙北市角館伝統的建造物群保存地区	6. 9	H24. 11. 20 (S51. 6. 3) 仙北市告示第112号
横手	横手市	横手市増田伝統的建造物群保存地区	10. 6	H25. 7. 1 (H25. 7. 1) 横手市告示第179号

第2章 都市施設

2-1 交通施設

(1) 都市計画道路

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		都市計画道路			
区域名	都市名	路線数	計画決定延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)
秋 田	秋田市	88	275,125	214,888	78.1
	潟上市	7	15,360	2,147	14.0
	計	95	290,485	217,035	74.7
鹿 角	鹿角市	26	35,270	17,992	51.0
大 館	大館市	25	64,020	46,790	73.1
北秋田	北秋田市	18	40,487	24,977	61.7
能 代	能代市	46	106,310	64,383	60.6
男 鹿	男鹿市	16	38,626	16,561	42.9
由利本荘	由利本荘市	21	70,285	48,834	69.5
にかほ	にかほ市	23	54,280	29,301	54.0
大 曲	大仙市	33	71,250	44,202	62.0
	美郷町	4	7,790	2,870	36.8
	計	37	79,040	47,072	59.6
仙 北	仙北市	23	31,070	26,922	86.6
横 手	横手市	33	70,880	49,209	69.4
湯 沢	湯沢市	19	45,880	43,197	94.2
小 坂	小坂町	6	11,160	6,402	57.4
五城目	五城目町	10	15,590	11,559	74.1
八郎潟	八郎潟町	12	7,540	80	1.1
合計		410	960,923	650,314	67.7

(2) 駅前広場

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		都市計画道路名	駅名	鉄道 乗客数 人／日	駅前広場	
区域名	都市名				計画面積 (m ²)	供用面積 (m ²)
秋 田	秋 田 市	3・2・1 秋田駅八橋線	J R 秋田駅 (西)	19,660	16,370	16,370
		3・1・8 秋田駅東中央線	J R 秋田駅 (東)		10,000	10,000
		3・4・9 土崎駅前線	J R 土崎駅	3,602	4,500	4,500
		3・4・22 追分駅前線	J R 追分駅	2,972	3,000	350
		3・4・29 秋田環状線	J R 羽後牛島駅	1,588	2,100	1,600
		3・4・30 新屋浜田線	J R 新屋駅	1,662	1,800	720
鹿 角	鹿 角 市	3・4・6 駅前中央線	J R 鹿角花輪駅	308	3,400	3,400
		3・5・18 湯瀬環状線	J R 湯瀬温泉駅	—	3,000	—
大 館	大 館 市	3・3・101 大館駅東大館線	J R 大館駅	1,340	3,509	—
		3・3・101 大館駅東大館線	J R 東大館駅	—	1,880	1,880
		3・4・201 比内中央線	J R 扇田駅	—	1,020	—
北 秋 田	北 秋 田 市	3・5・20 米内沢駅前通線	※米内沢駅	—	1,800	1,610
		3・6・25 阿仁前田駅前通線	※阿仁前田駅	—	1,000	707
能 代	能 代 市	3・4・110 中央線	J R 能代駅	638	5,000	5,000
		3・3・104 東能代駅前線	J R 東能代駅	924	3,000	3,000
		3・4・117 向能代駅前線	J R 向能代駅	—	3,000	—
		3・4・203 停車場線	J R 二ツ井駅	426	3,000	1,198
男 鹿	男 鹿 市	Ⅱ・3・4 男鹿駅前通線	J R 男鹿駅	464	3,000	2,960
由利本荘	由利本荘市	3・4・4 停車場栄町線	J R 羽後本荘駅 (西)	1,832	6,000	6,000
		3・4・20 停車場東口線	J R 羽後本荘駅 (東)		2,400	2,400
に か ほ	に か ほ 市	3・6・16 仁賀保駅港湾線	J R 仁賀保駅	448	2,900	2,900
		3・6・18 象潟駅前中央線	J R 象潟駅	370	2,520	2,520
大 曲	大 仙 市	3・3・3 駅前通線	J R 大曲駅 (西)	3,644	6,400	6,400
		3・3・8 駅東線	J R 大曲駅 (東)		4,100	4,100
仙 北	仙 北 市	3・4・1 中央線	J R 角館駅	900	7,000	7,000
		3・5・14 駅前宮ノ前線	J R 田沢湖駅	562	7,468	7,468
横 手	横 手 市	3・4・104 横手駅東線	J R 横手駅 (東)	2,124	6,150	6,150
		3・4・105 横手駅西線	J R 横手駅 (西)		7,500	7,500
		3・6・312 十文字駅前通線	J R 十文字駅	654	4,000	750
湯 沢	湯 沢 市	3・5・9 新開地線	J R 湯沢駅 (東)	1,068	2,600	2,600
		3・4・11 駅西線	J R 湯沢駅 (西)		1,900	1,900
八 郎 潟	八 郎 潟 町	3・4・2 駅前線	J R 八郎潟駅	1,078	1,780	1,780
計	12市1町	32箇所		46,264	133,097	112,763

※秋田内陸縦貫鉄道

(3) 駐車場

①都市計画駐車場

(令和6年3月31日現在)

名 称		位 置	面積	構造	駐車台数	都市計画決定 年月日・告示番号
番号	駐車場名					
1	中通二丁目広場 地下自転車駐車場	秋田市 中通二丁目	約0.067ha	地下一層	530台	S62年 7月30日 秋田市告示第87号
2	柳町公共駐車場	能代市柳町	約0.17ha	地下一層	58台	S52年11月 8日 能代市告示第34号

②附置義務駐車場（駐車場法第20条）

(令和6年3月31日現在)

都 市 名	箇 所 数	収容台数	条例施行年月日
秋 田 市	150箇所	15,069台	S41. 4. 1

③届出駐車場（駐車場法第12条）(令和6年3月31日現在)

都市名	箇所数	収容台数
秋田市	36	6,099
大館市	5	565
能代市	1	47
大仙市	9	971
横手市	5	554
湯沢市	7	424
計	63箇所	8,660台

(4) 自動車ターミナル

(令和6年3月31日現在)

区域名	都市名	名称	面積(ha)	最終（当初）決定年月日 及び告示番号
横手	横手市	秋田県南トラック事業協同組合 自動車ターミナル	1.32	S51. 9. 6 (S51. 9. 6) 横手市告示第18号

2－2 公園・緑地

(令和6年3月31日現在)
(単位：ha)

(１) 公園、緑地等一覧

都市計画区域名		住区基幹公園						都市基幹公園						特殊公園						大規模公園		都市緑地			広場公園		合計			開設済み箇所			都市施設以外の開設都市公園				カントリーパーク ※都市計画区域外
		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		歴史公園		墓園		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
区域名	都市名	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
秋田	秋田市	220	50.51	19	38.40	2	9.50	5	295.90	1	26.70	3	234.90	1	39.20	2	76.70	2	753.80	7	596.19	1	0.08	263	2,121.88	186	609.22	35	11.73								
	潟上市	15	4.97	1	1.60	1	12.30	3	85.70														20	104.57	20	64.46											
	計		235	55.48	20	40.00	3	21.80	8	381.60	1	26.70	3	234.90	1	39.20	2	76.70	2	753.80	7	596.19	1	0.08	283	2,226.45	206	673.68	35	11.73							
鹿角	鹿角市	20	4.45			1	3.80	1	145.00	1	36.30			1	0.50								24	190.05	24	63.83	38	10.67									
大館	大館市	19	5.49	2	5.57	2	12.50	1	5.29	2	19.82					2	34.54			1	13.90			29	97.11	29	84.08	7	11.78	1	18.90						
北秋田	北秋田市	3	0.96			1	5.70	1	24.30									1	200.70	1	92.00			7	323.66	7	128.36	2	0.47	1	3.74						
能代	能代市	20	5.37	2	2.50	3	14.80	1	10.50											1	135.10			27	168.27	27	41.19	2	0.77								
男鹿	男鹿市	32	10.26	4	9.68			1	15.00	1	34.00												38	68.94	33	47.23	2	1.58	1	11.90							
由利本荘	由利本荘市	17	5.15			1	5.50	3	65.60	1	92.70					1	9.30			2	181.30			25	359.55	22	96.11	1	3.63	4	39.74						
にかほ	にかほ市	5	1.65	3	7.09	1	2.50			1	7.30					1	10.20						11	28.74	8	20.56	14	16.73									
大曲	大仙市	21	4.54	1	1.90	4	20.41	1	40.30											3	243.40			30	310.55	29	133.19	10	47.15	3	24.43						
美郷町	美郷町	3	0.57	1	2.30																		4	2.87	4	2.87			1	12.30							
	計	24	5.11	2	4.20	4	20.41	1	40.30											3	243.40			34	313.42	33	136.06	10	47.15								
仙北	仙北市	7	2.23					2	55.00							1	10.00			1	50.20			11	117.43	10	33.87	2	5.97								
横手	横手市	16	4.39	2	4.90	5	37.10	3	228.30							2	17.20						28	291.89	28	120.08	21	58.57									
湯沢	湯沢市	18	2.95	1	2.30	2	18.40	2	22.50							1	10.90						24	57.05	23	29.04	23	12.25									
小坂	小坂町	7	1.68			1	14.50																8	16.18	8	12.98	2	22.23									
五城目	五城目町	1	0.25					1	15.10							1	24.80			1	2.60			4	42.75	4	12.87										
八郎潟	八郎潟町	5	1.21			1	6.10															6	7.31	6	7.31												
合 計	計	429	106.63	36	76.24	25	163.11	25	1,008.49	7	216.82	3	234.90	2	39.70	11	193.64	3	954.50	17	1,314.69	1	0.08	559	4,308.80	468	1,507.25	159	203.53	11	111.01						

都 市	藤里町	1	4.20
以 外	三種町	3	45.50
の カ	八峰町	2	25.60
ン ト	大潟村	1	1.70
リ ー	羽後町	1	2.35
パ ー	東成瀬村	1	19.00
ク	計	9	98.35

(2) 緑地

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		緑 地 名	計 画		開設済 面積 (ha)
区域名	都市名		最終決定 年月日、番号	面積 (ha)	
秋 田	秋田市	山王带状緑地	S53. 7. 3 市告 71号	0.90	0.90
		桜第一緑地	S46. 8. 20 市告 80号	0.05	0.05
		桜第二緑地	S46. 8. 20 市告 80号	0.04	0.04
		雄物川河川緑地	H 1. 3. 22 県告151号	582.90	42.86
		山王官公庁緑地	S53. 7. 1 県告494号	1.20	1.20
		檜山緑地	S53. 7. 3 市告 72号	0.60	0.60
		湯本都市緑地	H 3. 12. 17 県告851号	10.50	—
大 館	大館市	長木川河川緑地	R 5. 4. 18 市告19号	13.90	13.90
北秋田	北秋田市	米代川河川緑地	H22. 7. 23 県告374号	92.00	4.60
能 代	能代市	米代川河川緑地	H24. 8. 14 市告125号	135.10	8.80
由利本荘	由利本荘市	子吉川河川緑地	H24. 12. 7 市告 92号	22.80	8.90
		芋川桜つつみ河川緑地	H24. 12. 7 市告 92号	158.50	9.00
大 曲	大仙市	「大曲の花火」公園	H30. 4. 1 市告 64号	210.60	74.77
		丸子川河川緑地	H15. 3. 28 県告235号	29.00	9.10
		福部内川河川緑地	H14. 9. 10 市告 30号	3.80	3.80
		桧木内川河川緑地	H24. 11. 20 市告112号	50.20	8.68
仙 北	仙北市	戸村堰緑道	H10. 12. 10 町告 98号	2.60	1.12
計	7市1町	17箇所		1,314.69	188.32

(3) 墓園

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		墓 園 名	計 画		開設済 面積 (ha)
区域名	都市名		最終決定 年月日、番号	面積 (ha)	
秋 田	秋田市	八橋墓地	S35. 3. 26 建告696号	6.20	0.95
		天徳寺山墓地公園	H 7. 12. 12 市告885号	70.50	21.76
大 館	大館市	十瀬野公園墓地	H25. 8. 6 市告 48号	11.44	10.69
		小柄沢墓園	H25. 8. 6 市告 48号	23.10	10.82
由利本荘	由利本荘市	新山野墓園	H24. 12. 7 市告 92号	9.30	1.95
にかほ	にかほ市	仁賀保墓園	H22. 7. 23 県告372号	10.20	6.14
仙 北	仙北市	柏山墓地	H24. 11. 20 市号112号	10.00	4.70
横 手	横手市	前郷墓園	H22. 7. 23 県告373号	14.90	4.50
		十文字墓園	H22. 7. 23 市告 98号	2.30	0.67
湯 沢	湯沢市	湯沢墓地公園	S57. 4. 10 県告311号	10.90	7.04
五城目	五城目町	杉ヶ崎墓園	S53. 2. 25 県告133号	24.80	1.79
計	7市1町	11箇所		193.64	71.01

(4) 緑地協定(都市緑地法第24条)

(令和6年3月31日現在)

市町村名	協定件数	協定面積 (ha)
秋田市	5	5.74
計	5	5.74

2－3 下水道
(1) 公共下水道

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	計 画		供 用
		排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	排水区域 (ha)
秋田	秋田市	7,851		6,419.39
	潟上市	900		736.60
		8,751		7,155.99
鹿角	鹿角市	952		557.52
大館	大館市	1,516		1,313.20
北秋田	北秋田市	999	2,864	805.48
能代	能代市	1,732	1,240	955.34
男鹿	男鹿市	623		587.99
由利本荘	由利本荘市	1,271	510	643.90
にかほ	にかほ市	1,161		641.92
大曲	大仙市	950		863.74
	美郷町	230		230.00
		1,180		1,093.74
仙北	仙北市	689		479.08
横手	横手市	2,076		1,936.02
湯沢	湯沢市	505	160	442.48
小坂	小坂町	164		159.40
五城目	五城目町	375		300.00
八郎潟	八郎潟町	295		283.30
合 計		22,289	4,774	17,355

(2) 流域下水道

当初計画決定年月日：S50年10月25日 秋田県告示第650号

最終計画決定年月日：H26年 7月 1日 秋田県告示第353号

①流域下水道（臨海処理区）

都市計画区域		名 称	幹線管渠	ポ ン プ場	処 理 場
区域名	都市名				
秋田	秋田市	秋田湾・雄物川 流域下水道 (臨海処理区)	1) 臨海幹線 2) 湖東幹線 3) 秋田南幹線 4) 放流渠	1) 竜馬中継ポンプ場 2) 飯田川中継ポンプ場 3) 船越中継ポンプ場 4) 出戸中継ポンプ場 5) 飯島中継ポンプ場	秋田臨海処理センター
	潟上市				
男鹿	男鹿市				
五城目	五城目町				
八郎潟	八郎潟町				
計				5 箇所	1 箇所

当初計画決定年月日：S56年 8月29日 秋田県告示第679号

最終計画決定年月日：H24年11月20日 秋田県告示第606号

②流域下水道（大曲処理区）

都市計画区域		名 称	幹線管渠	ポ ン プ場	処 理 場
区域名	都市名				
大曲	大仙市	秋田湾・雄物川流域下水道 (大曲処理区)	1) 大曲幹線 2) 玉川幹線 3) 放流渠	—	大曲処理センター
	美郷町				
仙北	仙北市				
計				—	1 箇所

当初計画決定年月日：S57年11月20日 秋田県告示第899号

最終計画決定年月日：H22年 7月23日 秋田県告示第373号

③流域下水道（横手処理区）

都市計画区域		名 称	幹線管渠	ポ ン プ場	処 理 場
区域名	都市名				
横手	横手市	秋田湾・雄物川流域下水道 (横手処理区)	1) 平鹿幹線 2) 横手幹線 3) 放流渠	—	横手処理センター
計				—	1 箇所

当初計画決定年月日：S61年 9月26日 秋田県告示第604号

最終計画決定年月日：R2年 5月 22日 秋田県告示第230号

④流域下水道（大館処理区）

都市計画区域		名 称	幹線管渠	ポ ン プ場	処 理 場
区域名	都市名				
大館	大館市	米代川流域下水道 (大館処理区)	1) 比内幹線 2) 放流渠	立花中継ポンプ場	大館処理センター
計				1 箇所	1 箇所

当初計画決定年月日：S63年 7月12日 秋田県告示第427号

最終計画決定年月日：H10年 3月 6日 秋田県告示第150号

⑤流域下水道（鹿角処理区）

都市計画区域		名 称	幹線管渠	ポ ン プ場	処 理 場
区域名	都市名				
鹿角	鹿角市	米代川流域下水道 (鹿角処理区)	—	—	鹿角処理センター
小坂	小坂町				
計				—	1 箇所

(3) 都市下水路

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		計 画			整 備 量		
区 域 名	市町村名	下水路数	集水区域 (ha)	管渠延長 (m)	下水路数	集水区域 (ha)	管渠延長 (m)
能代	能代市	4	333.1	5,350	4	333.1	5,349
北秋田	北秋田市	2	319.0	7,320	2	274.0	6,422
由利本荘	由利本荘市	1	13.0	639	1	13.0	639
にかほ	にかほ市	5	237.0	4,380	5	212.0	3,373
計	4市	12	902.1	17,689	12	832.1	15,783

(4) 下水道普及率

(令和6年3月31日現在)

下水道処理人口（単位：千人）									秋田県 人 口 (B)	普及率 (A/B× 100)
秋田市	潟上市	鹿角市	大館市	北秋田市	能代市	男鹿市	由利本荘市	計 (A)		
282.2	30.4	12.8	41.7	16.1	26.1	17.5	34.4	633.8	917	69.1%
にかほ市	大仙市	美郷町	仙北市	横手市	湯沢市	小坂町	五城目町			
15.7	37.3	3.9	9.0	42.4	18.3	3.6	6.2			
八郎潟町	その他 市町村									
5.1	31.1									

資料：秋田県下水道マネジメント推進課

2-4 一団地の官公庁施設

本県では、県民サービスの向上を図るため、秋田市において従来散在していた国の出先機関及び地方公共団体の建築物について、位置、構造、営繕及び保全のため、昭和33年3月19日に面積13.2haの官公庁施設団地を計画決定し、昭和42年に完成、平成24年には面積約14.3haに計画変更をしている。

当初計画決定年月日:S33年 3月19日 建設省告示第 443号
最終計画決定年月日:H24年10月30日 秋田県告示第 572号

●一団地の官公庁施設

名 称	位 置	面積	建築物（密度）の 限度		配置の方針		
			建ぺい率	容積率	公共施設		
					道路		
八橋団地	秋田市山王一丁目、山王四丁目、山王六丁目、山王七丁目	約 14.3ha	40%以下	100%以上	種別	幹線道路	
					名称	秋田駅八橋線	川尻総社線
					幅員	3 2 m	3 2 m
					延長	約250m	約210m
					備考	都市計画施設	都市計画施設
					その他の区画道路については、8.0m～11.0mを適宜配置する。		
配置の方針							
公共施設		公益的施設	建築物				
公園及び緑地							
種別	緑地	—	・ 建築物の高さの最低限度は10mとする。ただし建築物の延べ面積が1,000㎡以内のものについてはこの限りでない。 ・ 地上における建築物の壁面及びこれに代わる柱は都市計画決定図書の図面表示の線を越えることができない。ただし、ひさし車寄せ等についてはこの限りでない。				
名称	山王官公庁緑地						
面積	約1.1ha						
備考	都市計画施設						

※緑地全体1.2haのうち、一団地の官公庁施設の区域区分。

●一団地の官公庁施設に集約された官公署

(令和6年4月1日現在)

関係機関名	名 称
1号地(国関係機関)	・ 裁判所合同庁舎 仙台高等裁判所秋田支部、秋田地方裁判所、秋田家庭裁判所、秋田簡易裁判所 ・ 秋田地方法務合同庁舎 仙台高等検察庁秋田支部、秋田地方検察庁、秋田区検察庁、秋田保護観察所 ・ 秋田合同庁舎 秋田行政監視行政相談センター、秋田地方法務局 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所、秋田労働局 仙台出入国在留管理局秋田出張所 ・ 秋田第2合同庁舎 秋田地方气象台、秋田労働基準監督署、秋田財務事務所 東北厚生局秋田事務所、秋田自然保護官事務所 ・ 東北農政局秋田県拠点
2号地(県関係機関)	秋田県庁、県議会棟、秋田地方総合庁舎、秋田県警察本部 秋田県警察本部第二庁舎
3号地(市関係機関)	市役所本庁舎、消防庁舎

●一団地の官公庁施設のなりたち

昭和28～29年	総合都市計画策定のための基礎調査
昭和32年 3 月	総合都市計画の決定
昭和32年 8 月	県庁の火災焼失
昭和33年 3 月	「一団地の官公庁施設」の都市計画決定（1号用地、2号用地県、3号用地市）
昭和34年12月	県庁舎完成（2号用地）
昭和39年10月	市役所関係庁舎完成（3号用地）
昭和43年 3 月	法務、裁判両合同庁舎完成（1号用地）
昭和43年 5 月	県出先総合庁舎完成（2号用地）
昭和43年11月	一般合同庁舎完成（1号用地）
昭和50年11月	県警察本部庁舎完成（2号用地）
昭和56年 3 月	緑地完成
平成元年 8 月	第二合同庁舎完成（1号用地）
平成13年12月	秋田市庁舎福祉棟（3号用地）
平成16年 7 月	警察本部第二庁舎（2号用地）
平成28年 5 月	秋田市庁舎完成（3号用地）

2-5 その他の都市計画施設

●その他の都市計画施設一覧(都市計画決定面積)

(令和6年4月1日現在)

都市計画区域名		汚物 処理場		ごみ焼却場		ごみ処理場		市場		と畜場		学校		病院		火葬場		自動車 ターミナル		駐車場 駐輪場	
区域名	都市名	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
秋田	秋田市	1	4.60			1	43.20	1	14.60	1	8.10	6	55.26			1	1.43			1	0.067
	潟上市	2	1.51	1	1.90											1	1.11				
	計	3	6.11	1	1.90	1	43.20	1	14.60	1	8.10	6	55.26			2	2.54			1	0.067
鹿角	鹿角市					1	2.35			1	3.20					1	0.50				
大館	大館市	2	1.65													2	3.40				
北秋田	北秋田市													1	11.75	1	0.55				
能代	能代市	1	2.10			1	5.22	1	2.20							1	0.34			1	0.170
男鹿	男鹿市	1	1.90	1	0.90			2	0.85							1	0.60				
由利本荘	由利本荘市	1	0.83			1	0.82	1	1.60							1	0.83				
にかほ	にかほ市					2	3.90	1	0.80							1	1.00				
大曲	大仙市	1	1.30			1	2.07									1	0.90				
	美郷町															1	0.30				
	計	1	1.30			1	2.07									2	1.20				
仙北	仙北市															1	0.60				
横手	横手市					1	9.10									1	1.52	1	1.32		
湯沢	湯沢市	1	1.30	1	1.66											1	0.40				
小坂	小坂町																				
五城目	五城目町															1	0.38				
八郎潟	八郎潟町																				
合 計		10	15.19	3	4.46	8	66.66	6	20.05	2	11.30	6	55.26	1	11.75	16	13.86	1	1.32	2	0.237

第3章 市街地開発事業

3-1 土地区画整理事業

●土地区画整理事業(都市計画決定された区域のみ)

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域名		都市計画決定		個人施行				組合施行				公共団体施行				合 計			
				施行済み		施行中		施行済み		施行中		施行済み		施行中		施行済み		施行中	
区域名	都市名	区域数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
秋 田	秋田市	14	1,053.10					2	38.10			16	695.00	2	51.30	18	733.10	2	51.30
	潟上市																		
		14	1,053.10					2	38.10			16	695.00	2	51.30	18	733.10	2	51.30
鹿 角	鹿角市	3	64.90									3	64.90			3	64.90		
大 館	大館市	5	85.93									5	73.80	1	6.20	5	73.80	1	6.20
北秋田	北秋田市	3	61.80									3	62.50			3	62.50		
能 代	能代市	11	317.80					1	87.80			9	176.20	1	13.30	10	264.00	1	13.30
男 鹿	男鹿市																		
由利本荘	由利本荘市	3	41.70									3	41.70			3	41.70		
にかほ	にかほ市	3	63.99									2	8.10			2	8.10		
大 曲	大仙市	7	182.90	2	6.00			1	73.90			5	93.00			8	172.90		
	美郷町	1	14.40									1	14.40			1	14.40		
		8	197.30	2	6.00			1	73.90			6	107.40			9	187.30		
仙 北	仙北市	1	2.00									1	2.00			1	2.00		
横 手	横手市	14	239.00					3	40.00			13	199.40			16	239.40		
湯 沢	湯沢市	3	61.40					2	29.80			3	31.20			5	61.00		
小 坂	小坂町																		
五城目	五城目町	1	30.00									1	29.30			1	29.30		
八郎潟	八郎潟町																		
合 計		69	2218.92	2	6.00			9	269.60			65	1491.50	4	70.80	76	1767.10	4	70.80

注) 旧都市計画法12条により完了した土地区画整理事業を含む

3-2 市街地再開発事業

●市街地再開発事業

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		名称	施行主体	施行区域 面積(ha)	建築敷地 面積(m2)	高さの 限度(m)	主要用途	最終決定年月日 及び告示番号
区域名	都市名							
秋 田	秋田市	秋田駅前地区 第1種 市街地再開発事業	再開発 組合	約3.1	23,410	低層:12 高層:45	店舗・ホテル	S58.8.2 (S49.11.30) 秋田県告示 第570号
秋 田	秋田市	中通一丁目地区 第1種 市街地再開発事業	再開発 組合	約2.9	21,800	-	商業・住居・宿 泊施設・駐車 場・公共公益施 設・医療施設	H21.12.28 (H12.7.4) 秋田市告示 第316号
大 曲	大仙市	大曲通町地区 第1種 市街地再開発事業	再開発 組合	約2.6	21,300	-	病院・商業・福 祉・公共公益施 設・駐車場	H24.3.1 (H22.12.16) 大仙市告示 第94号
横 手	横手市	横手駅東口 第1地区 第1種 市街地再開発事業	再開発 組合	約2.1	14,300	-	公益施設・商業 施設・住宅	H20.1.7 (H18.5.30) 横手市告示 第1号
横 手	横手市	横手駅東口 第2地区 第1種 市街地再開発事業	再開発 組合	約1.7	11,300	-	公益施設・事務 所・ホテル・商 業施設・住宅・ 駐車場	R1.11.15 (R1.11.15) 横手市告示 第189号

※ () は当初決定年月日

第4章 地区計画

4-1 地区計画

●地区計画の概要

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		名 称	位 置	面積 (ha)	計画決定 年 月 日	地区計画のねらい	地区整備 計 画
区域名	都市名						
秋田	秋田市	通町 地区計画	秋田市大町一丁目及び保戸 野通町地内	約5.3	H5. 2. 18 秋田市告示 第18号	通町線の拡幅整備に伴う建築物の 建て替え等を適切に誘導するとと もに、必要な地区施設を整備する ことにより、活力とうるおいにあ ふれた商店街の形成を図る。	策定
秋田	秋田市	秋田新都市老 人福祉 総合エリア 地区計画	秋田市御所野下堤五丁目及 び秋田市四ッ小屋小阿地字 下堤	約27.5	H6. 2. 10 秋田市告示 第19号	秋田新都市開発整備事業との整合 を図りつつ、地区内の土地利用及 び建築等の行為を適切に誘導する ことにより、中央地区老人福祉総 合エリア建設計画の実現及び事業 効果の維持推進に資する。	策定
秋田	秋田市	泉 ハイタウン 地区計画	秋田市泉字菅野、字道田、 字釜ノ町、外旭川字水口、 字大畑地内	約16.1	H7. 12. 12 秋田市告示 第139号	建築物の用途等の規制誘導を積極 的に推進し、豊かな生活空間の創 造により、良好な居住空間の形成 と保全を図る。	策定
秋田	秋田市	山手台 地区計画	秋田市山手台一丁目、二丁 目、三丁目	約31.1	(H9. 12. 9) H15. 8. 22 秋田市告示 第237号	市街化調整区域で行われた大規模 宅地開発事業の事業効果の維持増 進を図るとともに、建築等の行為 を適切に誘導し、良好な居住環境 の形成を図る。	策定
秋田	秋田市	外旭川 小谷地 地区計画	秋田市外旭川字小谷地、字 大谷地、字中谷地、字待 合、字四百刈地内	約14.3	(H10. 9. 22) H11. 4. 1 秋田市告示 第69号	当地区内で行われる開発行為や建 築行為を適切に誘導することによ り、地域特性にふさわしい土地利 用を図る。	策定
秋田	秋田市	下新城 中 野 地区計画	秋田市下新城の中野字街道端 西地内	約13.2	(H10. 9. 22) H26. 7. 25 秋田市告示 第194号	地区施設の配置を定め、一体的か つ計画的な市街地を誘導するとと もに、建築等の行為を適切に誘導 することにより、調和のとれた良 好な居住環境の形成を図る。	策定
秋田	秋田市	広面 谷内佐渡 地区計画	秋田市広面字谷内佐渡、柳 田字川崎、字境田地内	約12.9	(H10. 9. 22) R3. 2. 25 秋田市告示 第40号	地区施設の配置を定め、一体的か つ計画的な市街地を誘導するとと もに、建築等の行為を適切に誘導 することにより、調和のとれた良 好な居住環境の形成を図る。	策定
秋田	秋田市	仁井田福島 地区計画	秋田市仁井田福島二丁目、 仁井田字福島、字猿田川端 地内	約11.8	(H10. 9. 22) H15. 8. 22 秋田市告示 第240号	地区施設の配置を定め、一体的か つ計画的な市街地を誘導するとと もに、建築等の行為を適切に誘導 することにより、調和のとれた良 好な居住環境の形成を図る。	策定
秋田	秋田市	桜 台 地区計画	秋田市桜台一丁目、二丁 目、三丁目、下北手桜字 桜、字小堤沢、字真実ヶ沢 地内	約46.1	(H10. 9. 22) H15. 8. 22 秋田市告示 第238号	当該宅地開発事業の事業効果の維 持増進を図るとともに、建築等の 行為を適切に誘導することによ り、住宅地区、住民サービス施設 地区、教育施設地区による相互に 調和のとれた良好な居住環境の形 成を図る。	策定
秋田	秋田市	仁井田本町 地区計画	秋田市仁井田本町五丁目、 仁井田本町六丁目地内	約15.0	(H10. 9. 22) H13. 2. 7 秋田市告示 第18号	区画整理事業のほか、当地区内 で行われる開発行為や建築行為を 適切に誘導することにより、地区 特性にふさわしい土地利用を図る。	策定
秋田	秋田市	下浜桂根 地区計画	秋田市下浜桂根字浜添、字 上ノ山、字浜田、字境川、 字大台、浜田字境川、字 陣ヶ原、字境田地内	約27.9	H10. 9. 22 秋田市告示 第179号	当地区内で行われる開発行為や建 築行為を適切に誘導することによ り、良好な居住環境の形成を図 る。	策定
秋田	秋田市	下浜羽川 地区計画	秋田市下浜羽川字下野地内	約1.1	H10. 9. 22 秋田市告示 第180号	当区域の有効活用と土地利用の純 化を図る。	策定

※（ ）内は、当初決定年月日

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		名 称	位 置	面積 (ha)	計画決定 年 月 日	地区計画のねらい	地区整備 計 画
区域名	都市名						
秋田	秋田市	御所野堤台 地区計画	秋田市御所野堤台一丁目、 御所野堤台二丁目および御 所野堤台三丁目地内	約54.8	(H17. 4. 12) H27. 12. 1 秋田市告示 第298号	拠点性を有する地区を形成すると ともに、周辺業務機能等の立地・ 誘導を図り適正な土地利用を進め るとともに、周辺環境とも調和し た良好な市街地環境の形成を図 る。また、敷地内の積極的な緑化 と維持管理に努め、緑豊かな街並 みの形成を図る。	策定
秋田	秋田市	御所野元町 地区計画	秋田市御所野元町五丁目、 六丁目、七丁目地内	約23.7	H17. 11. 10 秋田市告示 第285号	将来にわたって、現在の良好な住 宅市街地環境を維持・増進し、今 後の開発においても同様に「住み よく美しい環境の街」を形成して いく。	策定
秋田	秋田市	御所野 下堤・元町 地区計画	秋田市御所野下堤一丁目、 御所野元町二丁目、三丁目 地内	約20.6	H17. 11. 10 秋田市告示 第284号	将来にわたって、現在の良好な住 宅市街地環境を維持・増進し、今 後の開発においても同様に「住 よく美しい環境の街」を形成して いく。	策定
秋田	秋田市	御所野 地蔵田 地区計画	秋田市御所野地蔵田二丁 目、四丁目、五丁目、四ッ 小屋小阿地字狸崎、四ッ小 屋末戸松本字地蔵田地内	約32.7	H17. 11. 10 秋田市告示 第286号	将来にわたって、現在の良好な住 宅市街地環境を維持・増進し、今 後の開発においても同様に「住み よく美しい環境の街」を形成して いく。	策定
秋田	秋田市	土崎港 中央四丁目 地区計画	秋田市土崎港中央四丁目地 内	約3.6	H17. 11. 10 秋田市告示 第282号	遊休地の有効利用を促進するとと もに、開発行為や建築行為を適切 に誘導することにより、地区特性 にふさわしい土地利用を図る。	策定
秋田	秋田市	南ヶ丘 地区計画	秋田市上北手百崎字諏訪ノ 沢、字二タ子沢地内、上北 手猿田字四ッ小屋、字苗代 沢地内	約47.7	H19. 11. 29 秋田市告示 第291号	将来にわたり、良好な居住環境の 維持・増進を図るとともに、地区 内の土地利用計画と地区施設設置 計画を明確にし、今後の建築等の 行為を適切に誘導することにより 、「ゆとりと健康に満ちたま ち」を形成していく。	策定
秋田	秋田市	南部ニュータ ウン大野地区 計画	秋田市仁井田字新中島およ び字大野地内	約5.5	H23. 4. 6 秋田市告示 第114号	将来にわたって、「住宅地として の環境を高度に維持増進する」こ とを目的に、良好な住環境の形成 と保全を図っていく。	策定
秋田	秋田市	大町・下肴町 地区計画	秋田市大町五丁目および六 丁目地内	約1.6	H26. 12. 8 秋田市告示 第280号	都市計画道路川尻広面線の拡幅整 備に伴う沿道建築物の建替え等を 適切に誘導し、活力とうるおいに あふれた通りの形成を図ることを 目標とする。	策定
秋田	潟上市	街道下 地区 地区計画	昭和町大久保字街道下の一 部、字虻川境の一部、字町後 の一部、字袋の一部、字波田 の一部	約26.7	(H10. 9. 22) H12. 11. 10 昭和町告示 第52号	今後良好な市街地としての高度利 用が見込まれる地域であるため、 適正かつ合理的な土地利用を図 り、健全な都市環境を形成、保全 する。	策定
秋田	潟上市	豊川龍毛 地区 地区計画	昭和町豊川龍毛字坂の下の一 部、字郷境の一部、字下 齋藤田の一部	約5.0	H10. 9. 22 昭和町告示 第27号	国道7号に近接しており、今後無 計画な市街地形成が予測されるこ とから、市街地を計画的にコント ロールするとともに必要な地区施 設の整備を行い、良好な市街地形 成を図る。	策定
秋田	潟上市	阿弥陀堂 地区 地区計画	昭和町大久保字阿弥陀堂の一 部、字小谷地の一部、字高 田の一部	約6.2	(H10. 9. 22) H22. 6. 11 潟上市告示 第81号	隣接して文教施設があり、交通利 便性、生活利便性に優れているこ とから、今後無計画な市街地形成 が予測されるため市街地を計画的 にコントロールするとともに必要 な地区施設の整備を行い、良好な 市街地形成を図る。	策定
秋田	潟上市	昭和 工業団地 地区計画	潟上市昭和久保字北野蓮 沼前山地内	約34.5	(H20. 1. 18) R6. 1. 12 潟上市告示 第1号	団地内には県内外の企業13社が立 地し、地域産業の中核を担っており、 今後も企業誘致により地域を 牽引する企業の立地が期待される ため、建築物の規制誘導及び公 園・緑地等の適切な配置により、 周辺環境に配慮した良好な工業環 境の形成を図る。	策定

※（ ）内は、当初決定年月日

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		名 称	位 置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画
区域名	都市名						
秋田	潟上市	元木山 四季の街 地区計画	潟上市昭和久保元木田 地内	約4.0	H20.9.8 潟上市告示 第105号	本地区は、現在第一種中高層住居 専用地域に指定されているが、さ らに住みよい環境と入居者に優し い整然とした街づくりとするた め、現に形成されている緑豊かな 潤いのある居住環境の保持・保全 及び育成を図る。	策定
鹿角	鹿角市	花輪地区 地区計画	鹿角市花輪新町、大町、谷 地田町各地区の一部を除いた区域	約10.6	(H 9.3.10) H11. 8.17 鹿角市告示 第32号	中心商店街として商業集積を進 め、景観的にすぐれた商店街を形 成し、花輪地区全体の活性化を図 る。	策定
鹿角	鹿角市	花輪高井田 地区 地区計画	鹿角市花輪字高井田	約5.6	H11. 8.17 鹿角市告示 第31号	中心市街地と連携し、住民ニーズ に沿った住環境整備を行うと共に、 各種施設が複合する鹿角観光 ふるさと館を含めた「まちの顔」 として機能を促進し、鹿角観光 ふるさと館～中心市街地をひとつの エリアとして増強（活性化）を図 る。	策定
由利本 荘	由利本 荘市	大門・本町通 り周辺地区計 画	由利本荘市表尾崎町、裏尾 崎町、中堅町、谷山小路、 美倉町地内	約13.1	(H24.4.6) H24.12.7 由利本荘市 告示第92号	道路整備に併せて、沿道の商店街 の景観形成を一体的に進めて市街 地再生を図るとともに、周辺にお ける落ち着いた住宅地の保全を図 る。	策定
由利本 荘	由利本 荘市	一番堰まちづ くり地区計画	由利本荘市薬師堂字一番 堰、字二本木地内	約13.1	R 3. 9.16 由利本荘市 告示第74号	共同住宅の建設と商業・福祉・医 療施設や教育施設の整備を一体的 に行い、地域の活性化や産業振興 の場の創出を図る。	策定
大曲	大仙市	大曲駅東 第一地区計 画	大仙市幸町、福田町、花館 字安本及び田ノ尻地内	約29.8	H18.9.5 大仙市告示 第57号	交通の利便性の向上により、急速 な市街化が予想される地区である ため、今後の土地利用を適切に誘 導し、緑豊かで潤いのある市街地 の形成とその保全を図る。	策定
仙北	仙北市	田沢湖駅前 地区 地区計画	田沢湖町生保内字男坂・水 尻・源左エ門野	約4.3	(H10.6.19) H24.11.20 仙北市告示 第112号	駅前地区の整備に伴う沿道建物の 建替えを適切に誘導すると共に、 必要な地区施設を整備すること により、景観的に優れた調和のと れた町並み景観と潤いのある地域 を形成し、以て田沢湖駅前の活 性化を図る。	策定
横手	横手市	羽黒町・ 上内町 地区計画	横手市羽黒町の一部及び上 内町の一部	約13.6	S62.4.6 横手市告示 第7号	自然環境にめぐまれ、伝統的な たたずまいを持つ住宅地を将来に わたって担保する。	未策定
横手	横手市	朝日が丘 地区計画	横手市朝日が丘二丁目の一 部	約1.0	S63.7.23 横手市告示 第10号	閑静な低層住宅地として良好な 街並形成を図る。	策定
湯沢	湯沢市	大町地区 地区計画	湯沢市大町一丁目、二丁目 地内	約3.7	H12.3.30 湯沢市告示 第11号	公共施設の整備や商業施設整備 とともに魅力的で賑わいのある 商店街を形成し、もって中心市 街地の活性化を図る。	策定
小坂	小坂町	古館地区 地区計画	小坂町小坂鉾山字古館、栗 平及び小坂字上前田地内	約4.6	H10.4.1 小坂町告示 第12号	歴史的建造物を生かした街並み 景観形成を図り、併せて居住環 境の充実に努める。	策定

※（ ）内は、当初決定年月日

4－2 集落地区計画

●集落地区計画の概要

(令和6年3月31日現在)

都市計画区域		名 称	位 置	面積	計画決定 年月日	集落地区計画のねらい	集落地区 整備計画
区域名	都市名						
秋田	潟上市	南きたの 地区集落 地区計画	南秋田郡昭和町北野地域の 一部	約 64.7ha	H10.3.3 昭和町告示 第6号	農業は兼業化等の衰退による農地の 荒廃化が見られ、特に戦後開拓 の集落で著しいものの、花卉や果 樹栽培等において注目すべきもの もあり、農業の振興を図りつつ、 既存集落に馴染むような新規住宅 等の整備を行う。	策定

4－3 地区計画等の手続き条例

●地区計画等の手続き条例

(令和6年3月31日現在)

都市名	名 称	制定年月日
秋田市	秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例	昭和59年12月25日
潟上市	潟上地区計画等に関する手続条例	平成17年 3月22日
鹿角市	鹿角都市計画地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成 8年10月 1日
大館市	大館市地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成10年 9月18日
由利本荘市	由利本荘市地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成23年12月21日
にかほ市	にかほ市地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成24年12月20日
大仙市	大仙市地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成17年 3月22日
美郷町	大曲都市計画六郷地区の計画案の作成手続に関する条例	平成16年11月 1日
仙北市	仙北市地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成17年 9月20日
横手市	横手市地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成17年10月 1日
湯沢市	湯沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成17年 3月22日
小坂町	小坂町地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成 9年10月 1日

第5章 その他

5-1 調査

(1)都市計画基礎調査

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区 域 名		都市名	実 施 年 度																								
			H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
秋 田	秋田市					○					○								○※	○※							
	潟上市					○					○								○	○							
鹿 角	鹿角市			○									○							○※							
大 館	大館市								○								○										○
北秋田	北秋田市			○							○						○								○	○	
能 代	能代市			○							○							○	○								
男 鹿	男鹿市			○									○							○	○						
由利本荘	由利本荘市			○					○																○		
にかほ	にかほ市	○		○					○								○					○	○				
大 曲	大仙市	○							○										○								
	美郷町	○						○								○											
仙 北	仙北市	○									○						○									○	
横 手	横手市	○							○									○									
湯 沢	湯沢市			○															○※								
小 坂	小坂町			○																			○※				
五城目	五城目町			○										○									○	○			
八郎潟	八郎潟町			○																							○

※都市構造分析調査として実施

〔 1 3 市 4 町
(1 5 都市計画区域) 〕

(2) 総合都市交通体系調査等

調査年度	都市圏名等	備 考
S52～54	大 館	S52都市OD調査
S53～56	秋 田	S54パーソントリップ調査
S54～56	秋 田 市	総合都市交通施設整備計画調査
S55～57	横 手	S55都市OD調査
S59～60	秋 田 市	都市モノレール等調査
S60～62	本 荘	S60都市OD調査
S60～62	大 曲	S60都市OD調査
S63	大 館	S60交通センサス等
S63～H1	秋 田 市	駐車場整備計画調査
H1～2	大 館 市	駐車場整備計画調査
H2	大 館 市	総合都市交通施設整備計画調査
H2～3	秋 田 市	総合都市交通施設整備計画調査 (秋田県)
H2～3	本 荘 市	総合都市交通施設整備計画調査
H2～3	横 手 市	駐車場整備計画調査
H4～5	秋 田 市	まちづくり交通計画調査 (秋田県)
H5～6	大 曲 市	駐車場整備計画調査
H6～8	秋 田 市	H 6 都市OD調査 H 7 ～ 8 総合都市交通体系調査
H6～8	大 館 市	
H6～8	横 手 市	
H7	秋 田 市	まちづくり交通計画調査 (総合渋滞対策支援モデル事業)
H7～8	秋 田 市	地域高規格道路調査 (秋田中央道路)
H9～10	秋 田 市	まちづくり交通計画調査 (駐車場整備計画調査)
H9	横 手 市	まちづくり交通計画調査 (歩行者、自転車交通計画調査)
H10	秋 田 市	まちづくり交通計画調査
H11	秋 田 市	秋田県交通実態調査 (P T 調査)
	能 代 市	
	湯 沢 市	
H11	秋 田 市	まちづくり交通計画調査(四ッ小屋P & R、中央街区交通運用)
H13	鷹 巣 町	まちづくり交通計画調査(市街地のバリアフリーネットワーク交通システムの構築)
H17	湯 沢 市	全国都市交通特性調査 (P T 調査)
H17～20	秋 田	H 1 7 都市OD・P T 調査、H 1 8 ～ 2 0 秋田都市圏街路交通調査
H21	横 手 市	現況交通量調査 (街路交通調査)
H22	湯 沢 市	全国都市交通特性調査 (P T 調査)
H22	秋 田 市	高速道路無料化沿線交通調査
H22	横 手 市	街路交通調査(都市計画道路の見直し)
H25	大 仙 市	街路交通調査(都市計画道路の見直し)
H26	北 秋 田 市	街路交通調査(都市計画道路の見直し)
H27～29	由利本荘市	街路交通調査(都市交通マスタープランの策定)
H28～29	能 代 市	街路交通調査(都市計画道路の見直し)
H30～R1	大 館 市	街路交通調査(都市計画道路の見直し)
R1～2	湯 沢 市	街路交通調査(都市計画道路の見直し)
R2～3	小 坂 町	街路交通調査(都市計画道路の見直し)
R4	秋 田 市	街路交通調査(都市計画道路の見直し)
R4～6	鹿 角 市	街路交通調査(都市計画道路の見直し)

(3) 土地区画整理事業調査

調査年度	都市名	地区名	区 分	面 積 (ha)
S59、S60	大 曲 市	大 曲 駅 前 第 二	A、B	18.0、25.6
S61、S62	矢 島 町	矢 島 駅 周 辺	A、B	39.0、16.5
S61	雄 和 町	妙 法	A	19.0
S61	鹿 角 市	高 田	B	26.40
S62、S63	湯 沢 市	駅 西	A	165.0
S62	直 隼 町	中 岱	A	8.0
S61、S63、H1	秋 田 市	秋 田 駅 東 第 三	B、C	27.7、40.6、35.7
S63、H1	森 古 町	諏 訪 岱	A、B	38.0、53.0
H1	本 荘 市	梵 天	B	28.8
H1、H7	大 曲 市	大 曲 駅 東	A、B	67.0、54.0
H1	比 内 町	扇 田	A	40.0
H2	湯 沢 市	元 清 水	B	17.0
H2	昭 和 町	昭 和 町 駅 前	A	30.0
H2	大 館 市	大 館 駅 西	A、B	40.0
H3	横 手 市	駅 西	B	32.0
H4、H7	五 城 目 町	下 山 内 下 川 原	A、B	28.5、11.4
H4	昭 和 町	元 木 山 西 部	A	29.2
H4	秋 田 市	秋 田 駅 西 北	B	5.8
H4	秋 田 市	御 所 野	B	13.6
H2、H5	大 館 市	御 成 町 南	A、B	44.5
H5	能 代 市	豊 祥 岱	B	7.0
H3、H6	本 荘 市	本 荘 中 央	A、B	70.1、11.6
H7、H8	横 手 市	駅 西 第 二	A、B	39.0、27.3
H10	秋 田 市	築 山	B	14.8
H14、H15	湯 沢 市	湯 沢 駅 東	B	13.0

(4) その他の調査

調査年度	対象都市	調 査 名
S61	県 内	都市計画基礎調査（県レベルの緑のマスタープラン）
S59～62	秋田市	新都市拠点関係調査
S63	秋田市	秋田駅周辺地区都市拠点総合整備事業総合整備計画調査
S63	鹿角市	居住環境整備街路事業調査
H5～6	秋田市	秋田市市街地総合再生事業

5-2 市町村都市計画審議会と都市計画提案

●市町村都市計画審議会の設置状況

(令和6年3月31日現在)

都市計画審議会あり (17市町)	秋田市、潟上市、鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、男鹿市、 由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、美郷町、 五城目町、八郎潟町、小坂町
---------------------	---

●都市計画提案の実績

(令和6年3月31日現在)

区域名		都市名		地区名	提案 年月日	面積 (ha)	提案者	都市計画の種類	決定告示 年月日
秋田	秋田市	御所野地区	下堤・元町地区	H17. 3. 31	14. 5	地権者代表 (町内会長)	地区計画の決定	H17. 11. 10	
			元町地区	H17. 3. 31	17. 9	地権者代表 (町内会長)	地区計画の決定	H17. 11. 10	
			地藏田地区	H17. 3. 31	34. 0	地権者代表 (町内会長)	地区計画の決定	H17. 11. 10	
		土崎港中央四丁目地区		H17. 5. 2	3. 6	地権者代表 (大規模地権者)	用途地域の変更 地区計画の決定	H17. 11. 10	
		南ヶ丘地区		H19. 7. 10	47. 7	地権者代表 (大規模地権者)	地区計画の決定	H19. 11. 29	
		檜山石塚谷地地区		H21. 12. 7	16. 4	まちづくり団体 及び地権者代表	地区計画の変更	H22. 4. 15	

5-3 開発許可権者と許可件数

●開発許可権者

(令和6年3月31日現在)

ア 知事	町村における開発行為
イ 市長	秋田市（中核市）
	事務移譲市（中核市以外の全ての市）

(注) 事務移譲市とは、「市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成16年12月24日秋田県条例第71号）」に基づき、事務の移譲を受けた市をいう。

●開発許可件数

年度	許可権者区分	市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		計	
		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
H15	秋田県	4	2.8	2	1.0	36	37.0	4	12.3	46	53.1
	秋田市	38	10.7	6	6.3					44	17.0
	計	42	13.5	8	7.3	36	37.0	4	12.3	90	70.1
H16	秋田県	5	1.6	1	0.4	47	57.5			53	59.5
	秋田市	29	15.5	3	6.6					32	22.1
	計	34	17.1	4	7.0	47	57.5			85	81.6
H17	秋田県	4	1.4	1	0.1	26	35.3	1	7.5	32	44.3
	鹿角市	—	—	—	—	2	1.8				
	能代市	—	—	—	—	6	2.5				
	秋田市	26	6.8	2		1	1.3	29	8.1	58	16.2
	計	30	8.2	3	0.1	35	40.9	30	15.6	98	64.8
H18	秋田県	1	0.6	2	0.1	17	15.4			20	16.1
	鹿角市										
	能代市					10	4.5			10	4.5
	大仙市					5	3.6	1	1.7	6	5.3
	にかほ市					3	3.3			3	3.3
	秋田市	17	6.6	2	0.4					19	7.0
	計	18	7.2	4	0.5	35	26.8	1	1.7	58	36.2
H19	秋田県	4	6.0	1	0.1	12	19.7	2	3.9	19	29.7
	能代市					10	5.6			10	5.6
	横手市					5	3.2			5	3.2
	大館市					5	9.6			5	9.6
	湯沢市					4	9.9			4	9.9
	大仙市					5	23.9			5	23.9
	にかほ市					2	1.7			2	1.7
	秋田市	9	2.1	7	0.5	1	1.5			17	4.1
H20	計	13	8.1	8	0.6	44	75.1	2	3.9	67	87.7
	秋田県	1	0.6			4	3.0	2	5.1	7	8.7
	能代市					6	1.9			6	1.9
	横手市					4	5.2			4	5.2
	大館市					6	2.6			6	2.6
	湯沢市					1	0.4			1	0.4
	大仙市					4	2.7			4	2.7
	にかほ市							2	4.4	2	4.4
H21	秋田市	14	9.6	3	0.2					17	9.9
	計	15	10.2	3	0.2	25	15.8	4	9.5	47	35.8
	秋田県	2	0.7			6	4.6			8	5.3
	能代市					2	0.3			2	0.3
	横手市					3	1.3			3	1.3
	大館市					2	0.9			2	0.9
	湯沢市					3	3.4			3	3.4
	鹿角市										
H22	大仙市					3	2.5			3	2.5
	にかほ市					1	0.8	1	3.5	2	4.3
	秋田市	9	5.0	3	0.4					12	5.4
	計	11	5.7	3	0.4	20	13.8	1	3.5	35	23.3
	秋田県	1	0.8			5	8.2	3	8.7	9	17.7
	能代市					10	6.7			10	6.7
	横手市					2	6.7			2	6.7
	大館市					3	4.9			3	4.9
	湯沢市					1	0.4			1	0.4
	鹿角市					1	0.6			1	0.6
	大仙市					1	0.4			1	0.4
H22	北秋田市										
	にかほ市										
	秋田市	16	5.0	2	0.1					18	5.1
	計	17	5.8	2	0.1	23	27.9	3	8.7	45	42.4

年度	許可権者区分	市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		計	
		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
H23	秋田県					4	1.5	1	2.8	5	4.3
	能代市					8	2.8			8	2.8
	横手市					5	13.4			5	13.4
	大館市					3	1.3			3	1.3
	湯沢市					2	1.5	1	1.4	3	2.9
	鹿角市					3	1.5			3	1.5
	潟上市	2	0.5							2	0.5
	大仙市					1	0.7			1	0.7
	北秋田市					1	1.0			1	1.0
	にかほ市					2	2.3			2	2.3
	仙北市										
	秋田市	4	2.2	4	1.7					8	3.9
	計	6	2.7	4	1.7	29	26.0	2	4.2	41	34.6
H24	秋田県					5	3.9			5	4.3
	能代市					5	1.8			5	1.8
	横手市					4	2.2			4	2.2
	大館市					6	7.0			6	7.0
	男鹿市										
	湯沢市					1	0.4	1	3.2	2	3.6
	鹿角市										
	潟上市	1	0.2	1	0.6					2	0.8
	大仙市					3	2.2			3	2.2
	北秋田市					2	5.9			2	5.9
	にかほ市					2	1.3			2	1.3
	仙北市										
	秋田市	11	4.4							11	4.4
	計	12	4.5	1	0.6	28	24.7	1	3.2	42	33.0
H25	秋田県					1	0.4			1	0.4
	能代市					3	0.7			3	0.7
	横手市					5	4.6			5	4.6
	大館市					5	8.5			5	8.5
	男鹿市										
	湯沢市					1	0.3	1	1.6	2	1.9
	鹿角市										
	潟上市	1	0.4	3	4.3					4	4.7
	大仙市					4	2.6			4	2.6
	北秋田市					1	0.9			1	0.9
	にかほ市					2	1.0			2	1.0
	仙北市					1	3.2			1	3.2
	秋田市	10	3.4	4	0.2					14	3.6
	計	11	3.8	7	4.5	23	22.2	1	1.6	42	32.1
H26	秋田県					1	0.5			1	0.5
	能代市					1	0.1			1	0.1
	横手市					11	16.1			11	16.1
	大館市					4	2.0			4	2.0
	男鹿市										
	湯沢市					1	1.3			1	1.3
	鹿角市					1	0.2			1	0.2
	由利本荘市					1	0.3			1	0.3
	潟上市			3	2.4					3	2.4
	大仙市					4	3.2			4	3.2
	北秋田市										
	にかほ市					1	2.5			1	2.5
	仙北市					1	0.4			1	0.4
	秋田市	11	5.5	3	0.1					14	5.6
	計	11	5.5	6	2.5	26	26.5			43	34.5
H27	秋田県					1	0.5			1	0.5
	能代市					4	2.6			4	2.6
	横手市					11	8.6			11	8.6
	大館市					3	7.8			3	7.8
	男鹿市										
	湯沢市							2	8.0	2	8.0
	鹿角市					2	1.2			2	1.2
	由利本荘市					2	0.8			2	0.8
	潟上市	3	0.9	1	1.8					4	2.7
	大仙市					5	19.1	1	2.0	6	21.1
	北秋田市					1	0.3			1	0.3
	にかほ市										
	仙北市					1	0.3			1	0.3
	秋田市	11	5.7	6	0.8					17	6.5
	計	14	6.6	7	2.6	30	41.2	3	10.0	54	60.4

年度	許可権者区分	市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		計	
		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
H28	秋田県					3	1.8	1	1.8	4	3.6
	能代市					5	3.7			5	3.7
	横手市					2	2.0			2	2.0
	大館市					4	3.0			4	3.0
	男鹿市										
	湯沢市					2	1.3	1	1.8	3	3.1
	鹿角市					2	1.2			2	1.2
	由利本荘市					3	3.6			3	3.6
	潟上市	5	2.7	1	0.7					6	3.4
	大仙市					2	1.6			2	1.6
	北秋田市										
	にかほ市					1	0.7			1	0.7
	仙北市										
	秋田市	14	12.2	5	0.8					19	13.0
	計	19	14.9	6	1.5	24	18.9	2	3.6	51	38.9
H29	秋田県										
	能代市					7	10.4			7	10.4
	横手市					4	1.5			4	1.5
	大館市					5	5.3			5	5.3
	男鹿市					2	0.7			2	0.7
	湯沢市							1	1.1	1	1.1
	鹿角市					1	0.1			1	0.1
	由利本荘市					3	1.7			3	1.7
	潟上市	1	3.9	2	0.6					3	4.5
	大仙市					5	3.0	1	1.2	6	4.2
	北秋田市										
	にかほ市					1	2.5			1	2.5
	仙北市										
	秋田市	6	1.1	1	0.03					7	1.2
	計	7	5.0	3	0.6	28	25.3	2	2.4	40	33.3
H30	秋田県					1	0.7			1	0.7
	能代市					2	1.6			2	1.6
	横手市					2	1.9	3	1.8	5	3.8
	大館市					2	1.3	1	3.7	3	5.0
	男鹿市										
	湯沢市					1	2.5	1	1.1	2	3.6
	鹿角市										
	由利本荘市					1	0.6			1	0.6
	潟上市	2	1.4	3	0.5					5	1.9
	大仙市					2	1.3			2	1.3
	北秋田市										
	にかほ市					2	5.6			2	5.6
	仙北市					2	1.1			2	1.1
	秋田市	11	4.7	3	0.1					14	4.7
	計	13	6.1	6	0.6	15	16.7	5	6.7	39	30.1
R1	秋田県					1	0.8			1	0.8
	能代市					3	0.7			3	0.7
	横手市					11	9.3			11	9.3
	大館市					5	3.3			5	3.3
	男鹿市										
	湯沢市										
	鹿角市					1	0.5			1	0.5
	由利本荘市					3	4.1			3	4.1
	潟上市	4	2.9	1	0.04					5	3.0
	大仙市					1	0.4			1	0.4
	北秋田市					1	0.8			1	0.8
	にかほ市					1	2.9			1	2.9
	仙北市										
	秋田市	17	8.1	6	0.2					23	8.3
	計	21	11.0	7	0.3	27	22.7			55	33.9
R2	秋田県										
	能代市					3	9.6			3	9.6
	横手市					6	7.4			6	7.4
	大館市					2	2.0			2	2.0
	男鹿市										
	湯沢市					1	0.8			1	0.8
	鹿角市										
	由利本荘市					3	1.4			3	1.4
	潟上市	2	1.4							2	1.4
	大仙市					2	0.8			2	0.8
	北秋田市										
	にかほ市					1	0.5			1	0.5
	仙北市					1	0.6			1	0.6
	秋田市	10	5.0	11	2.8					21	7.8
	計	12	6.4	11	2.8	19	23.1			42	32.3

年度	許可権者区分	市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		計	
		件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
R3	秋田県					1	0.9			1	0.9
	能代市					5	17.4			5	17.4
	横手市					6	3.1			6	3.1
	大館市					1	0.7			1	0.7
	男鹿市					1	0.3			1	0.3
	湯沢市					3	4.3			3	4.3
	鹿角市										
	由利本荘市					4	6.4			4	6.4
	潟上市	2	1.0	2	0.9					4	1.9
	大仙市					4	5.6			4	5.6
	北秋田市					1	2.5			1	2.5
	にかほ市					1	0.4			1	0.4
	仙北市										
	秋田市	9	2.3	13	1.1					22	3.3
	計	11	3.2	15	2.0	27	41.6			53	46.8
R4	秋田県					1	0.4			1	0.4
	能代市					6	4.4			6	4.4
	横手市					3	1.1			3	1.1
	大館市					3	2.2			3	2.2
	男鹿市					1	0.6			1	0.6
	湯沢市										
	鹿角市										
	由利本荘市					6	7.5			6	7.5
	潟上市			1	0.6					1	0.6
	大仙市					3	1.9			3	1.9
	北秋田市										
	にかほ市					1	2.4			1	2.4
	仙北市					1	1.0			1	1.0
	秋田市	10	5.3	4	0.2					14	5.5
	計	10	5.3	5	0.8	25	21.4			40	27.5
R5	秋田県							3	6.2	3	6.2
	能代市					2	0.4			2	0.4
	横手市					2	1.8			2	1.8
	大館市					1	0.4			1	0.4
	男鹿市					2	4.8			2	4.8
	湯沢市										
	鹿角市					1	0.7			1	0.7
	由利本荘市					4	5.5			4	5.5
	潟上市			1	2.2					1	2.2
	大仙市										
	北秋田市					1	0.5			1	0.5
	にかほ市					1	0.4			1	0.4
	仙北市										
	秋田市	11	3.6	5	1.7					16	5.3
	計	11	3.6	6	3.8	14	14.4	3	6.2	34	28.1

権限移譲済：能代市^{※1}、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、にかほ市、潟上市、仙北市、男鹿市、由利本荘市^{※2}

※1 能代市の区域では、条例で都市計画区域内の開発行為の許可対象規模を1,000㎡以上に引き下げ。

※2 男鹿市への権限移譲は平成24年10月から、由利本荘市へは平成25年4月から。

秋田県の数値は、権限移譲市以外の県内における開発許可の件数及び面積を記載。

5-4 都市計画事業費

(1) 都市計画事業費等の推移 (国庫交付金及び単独費を含めた県及び市町村の都市計画に関する事業費)

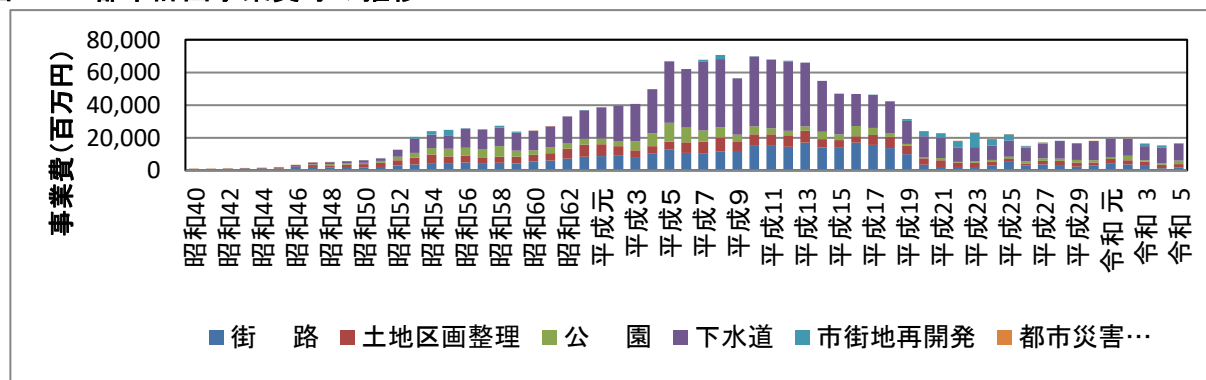
単位：千円

年度	事業	街 路	土地区画整理	公 園	下水道	市街地再開発	都市災害 都市防災	計
昭 和 40		519,860	189,251	18,490	125,238	0	9,414	862,253
昭 和 41		532,547	226,498	20,741	140,663	0	14,553	935,002
昭 和 42		570,763	209,960	25,765	312,919	0	38,188	1,157,595
昭 和 43		628,717	302,086	20,400	376,667	0	60,707	1,388,577
昭 和 44		624,088	463,013	39,900	417,144	0	12,000	1,556,145
昭 和 45		951,400	395,365	56,662	562,300	0	21,403	1,987,130
昭 和 46		1,497,787	704,082	192,726	810,811	0	30,000	3,235,406
昭 和 47		2,198,500	1,108,503	444,700	1,136,768	0	6,438	4,894,909
昭 和 48		1,952,800	1,227,665	621,500	1,195,649	0	38,954	5,036,568
昭 和 49		2,039,286	1,527,672	731,500	1,298,552	0	0	5,597,010
昭 和 50		1,977,830	1,903,953	805,700	1,560,568	0	0	6,248,051
昭 和 51		2,177,800	2,395,956	1,197,000	1,672,750	0	0	7,443,506
昭 和 52		3,033,000	3,158,597	2,130,900	4,266,354	0	0	12,588,851
昭 和 53		3,660,000	4,129,255	3,027,000	8,510,100	1,282,035	0	20,608,390
昭 和 54		4,398,500	5,278,963	3,989,900	8,226,285	2,195,640	0	24,089,288
昭 和 55		4,447,400	4,125,087	4,744,100	8,266,820	3,233,518	0	24,816,925
昭 和 56		4,867,100	4,172,912	4,863,493	11,693,500	256,376	0	25,853,381
昭 和 57		4,514,200	3,451,275	5,110,300	11,893,700	319,134	0	25,288,609
昭 和 58		4,623,800	3,682,498	6,631,900	11,262,740	906,000	72,338	27,179,276
昭 和 59		4,322,700	3,992,503	3,766,600	11,026,790	578,283	55,530	23,742,406
昭 和 60		5,501,685	4,060,939	2,806,700	11,952,800	0	54,000	24,376,124
昭 和 61		6,055,430	4,470,169	3,607,200	12,801,326	0	200,737	27,134,862
昭 和 62		7,249,380	5,958,560	3,512,838	16,330,228	0	0	33,051,006
昭 和 63		8,288,410	7,501,407	3,652,555	17,340,400	57,100	0	36,839,872
平 成 元		8,781,070	7,264,810	3,509,500	19,005,110	6,680	0	38,567,170
平 成 2		8,918,654	5,917,651	3,098,200	21,572,009	5,805	0	39,512,319
平 成 3		8,157,698	4,208,610	5,500,547	22,850,145	0	0	40,717,000
平 成 4		10,550,321	4,351,971	7,802,223	27,073,726	0	0	49,778,241
平 成 5		12,714,740	4,847,835	11,577,534	37,698,247	0	0	66,838,356
平 成 6		10,773,429	6,409,970	8,979,641	35,922,400	0	0	62,085,440
平 成 7		10,624,887	6,907,242	6,875,359	42,381,400	996,550	0	67,785,438

単位：千円

年度事業	街 路	土地区画整理	公 園	下水道	市街地再開発	都市災害 都市防災	計
平 成 8	11,778,328	8,272,002	6,354,424	41,767,860	2,523,200	0	70,695,814
平 成 9	11,891,705	5,498,045	4,590,015	34,312,125	0	0	56,291,890
平 成 10	14,987,000	7,156,585	4,822,558	42,773,450	33,720	0	69,773,313
平 成 11	14,971,000	7,216,204	3,596,944	41,901,880	333,600	0	68,019,628
平 成 12	14,421,000	7,027,815	2,889,945	42,477,400	268,050	0	67,084,210
平 成 13	17,082,000	7,121,270	2,778,763	38,944,560	0	0	65,926,593
平 成 14	14,074,700	5,131,898	4,485,256	31,140,920	0	0	54,832,774
平 成 15	14,249,700	4,236,308	3,611,898	24,941,850	0	0	47,039,756
平 成 16	16,899,950	3,971,724	6,272,608	19,582,280	0	0	46,726,562
平 成 17	15,646,300	6,018,502	4,390,304	20,172,990	9,513	0	46,237,609
平 成 18	13,645,200	6,890,134	2,305,943	19,384,100	193,835	0	42,419,212
平 成 19	9,941,168	5,125,357	1,199,425	14,021,270	1,138,912	0	31,426,132
平 成 20	3,460,700	3,844,059	900,116	12,770,560	3,077,711	0	24,053,146
平 成 21	2,157,709	4,065,967	1,326,600	12,447,370	2,364,623	438,000	22,800,269
平 成 22	2,007,310	2,813,493	470,286	8,475,829	4,136,888	338,600	18,242,406
平 成 23	2,168,250	2,520,706	797,916	8,775,730	8,859,269	4,076	23,125,947
平 成 24	2,934,450	2,246,262	1,148,689	8,836,730	3,980,393	11,629	19,158,153
平 成 25	5,188,009	1,831,710	1,382,707	9,806,774	3,835,639	71,655	22,116,494
平 成 26	2,978,500	1,244,378	1,311,364	8,442,004	774,859	135,000	14,886,105
平 成 27	3,586,244	2,219,755	1,542,937	9,018,448	574,328	99,600	17,041,312
平 成 28	3,355,420	2,410,071	1,388,327	10,758,325	12,000	0	17,924,143
平 成 29	2,368,638	2,383,075	1,685,000	10,115,745	0	0	16,552,458
平 成 30	2,886,935	1,966,687	1,411,000	11,673,073	0	7,500	17,945,195
令 和 元	4,080,948	2,841,928	1,190,000	11,403,353	142,428	2,982	19,661,639
令 和 2	3,584,808	2,694,762	2,656,000	10,386,534	199,248	7,300	19,528,652
令 和 3	3,198,255	2,254,521	680,200	8,700,459	1,661,918	13,992	16,509,345
令 和 4	1,322,446	2,112,344	1,099,070	9,403,621	1,253,322	92,032	15,282,835
令 和 5	1,846,766	1,943,456	2,312,100	10,209,242	567	64,263	16,376,394

図一20 都市計画事業費等の推移



(2) 都市計画税

令和5年度決算額(令和6年5月末現在)

市 町 村	税 率	収入額(千円)	備 考
由利本荘市	0.10/100	110,455	うち滞納繰越分374
合計		110,455	

資料:秋田県税務課

５－５ まちづくり

（１）中心市街地活性化基本計画

市町村名	計画の名称	大臣認定年月日	計画期間
秋田市	秋田市中心市街地活性化基本計画	平成20年7月9日	平成20年7月～平成26年6月
秋田市	秋田市中心市街地活性化基本計画（２期）	平成29年3月24日	平成29年4月～令和4年3月
大仙市	大仙市中心市街地活性化基本計画	平成22年11月30日	平成22年11月～平成28年3月

●中心市街地活性化に関する任意の計画（大臣認定無し）

市町村名	計画の名称	策定年月	計画期間
秋田市	秋田市中心市街地活性化アクションプラン	平成27年7月	平成27年7月～平成29年3月
秋田市	秋田市中心市街地活性化プラン	令和5年3月	令和5年4月～令和10年3月
能代市	能代市中心市街地活性化計画	平成21年3月	平成21年4月～平成26年3月
能代市	能代市中心市街地活性化後期計画	平成26年3月	平成26年4月～平成31年3月
能代市	能代市中心市街地活性化計画（第２期）	平成31年3月	平成31年4月～令和6年3月
能代市	能代市中心市街地活性化計画（第３期）	令和6年3月	令和6年4月～令和10年3月
湯沢市	湯沢市中心市街地活性化ビジョン	平成22年3月	
鹿角市	鹿角市中心市街地活性化プラン	平成22年3月	
鹿角市	鹿角市中心市街地活性化プラン	平成28年3月	
鹿角市	鹿角市中心市街地活性化プラン	令和4年3月	令和4年4月～令和8年3月
北秋田市	北秋田市中心市街地活性化ビジョン	平成24年3月	平成24年4月～平成29年3月

※平成18年の中心市街地活性化法改正以降に策定された計画

（２）都市再生整備計画事業の推移

単位：百万円

年度	事業地区		備 考
	地区数	事業費	
平成16年度	7	1,132	
平成17年度	10	2,558	
平成18年度	14	4,344	
平成19年度	18	5,275	
平成20年度	18	4,546	
平成21年度	12	5,006	
平成22年度	11	9,236	
平成23年度	7	2,497	
平成24年度	5	4,294	
平成25年度	4	1,625	
平成26年度	5	1,832	
平成27年度	2	1,262	
平成28年度	2	282	
平成29年度	3	679	
平成30年度	2	559	
令和 元年度	3	726	
令和 2 年度	2	852	
令和 3 年度	2	363	
令和 4 年度	2	1,307	
令和 5 年度	3	1,048	

※従前のまちづくり交付金事業は、平成22年度より都市再生整備計画事業に名称変更。

5-6 景観行政団体と景観条例に基づく行為の届出

●景観行政団体（市町村）

市町村名	景観行政団体となった日	景観計画策定日	景観条例施行日
秋田市	平成17年6月1日	平成21年3月31日	平成21年11月1日
横手市	平成21年10月1日	平成24年9月25日	平成25年4月1日
仙北市	平成21年10月1日	平成27年6月30日	平成28年1月1日
小坂町	平成21年10月1日	平成26年4月1日	平成26年7月1日
大潟村	平成26年4月1日	平成25年12月24日	平成25年4月1日
北秋田市	平成27年11月13日	平成27年12月25日	平成28年4月1日
にかほ市	令和2年1月1日	令和2年1月1日	令和2年7月1日
鹿角市	令和3年6月1日	令和3年6月4日	令和4年1月1日

（注）秋田市は中核市であり、景観法附則第1条の規定する施行日において景観行政団体となった。

中核市以外の市町村が景観行政団体となるためには、景観法第98条第2項の規定に基づく知事との協議が必要。

●秋田県景観条例に基づく届出件数

単位：件

年度 行為の種類	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
建築物の新築等	11	10	4	5	13	8	8	4	5	9	6	5	0
工作物の新築等	13	56	17	10	2	10	20	11	3	7	20	48	17
物品の集積	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0
土石等の採取	4	9	4	4	8	4	5	3	9	7	2	2	0
土地の区画形質の変更	1	5	3	4	5	6	5	6	10	9	2	18	6
計	29	80	28	23	29	28	38	24	27	33	30	75	23

（参考）届出の必要な行為の種類と規模

行為の種類		規模	
		沿道・沿線地域	その他
①	建築物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更	高13m又は延べ面積1000平方メートルを超えるもの（増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100平方メートル以下の増改築を除く）	
②	工作物の新築、増築、改築、移転、外観（色彩）の変更		
	◇さく、塀、擁壁等	高さ3mを越えるもの	
	◇煙突、記念碑等（屋外広告物を除く）、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等	高さ13mを越えるもの	
	◇電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）	高さ30mを越えるもの	
③	屋外における物品の集積・貯蔵		
	◇用途を廃止された物品		
	・新設	高さ1.5m又は水平投影面積500平方メートルを越えるもの	
	・既存（500平方メートル以下）に追加	追加後の規模：同上	
	・既存（500平方メートルを越える）に追加	追加する部分の規模：高さ0.5m又は水平投影面積50平方メートルを越えるもの	
	◇一般資材等の物品		
	・新設	高さ3m又は水平投影面積1000平方メートルを越えるもの	
	・既存（1000平方メートル以下）に追加	追加後の規模：同上	
	・既存（1000平方メートルを越える）に追加	追加する部分の規模：高さ1m又は水平投影面積100平方メートルを越えるもの	
④	土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更	面積3000平方メートル又は法・擁壁の高さ3mを越えるもの	法・擁壁の高さ10m、スキー場のゲレンデの面積10haを越えるもの

（注）沿道・沿線地域とは、高速自動車国道、一般国道若しくは県道又は旅客鉄道線路の境界線から200m以内の地域をいう。

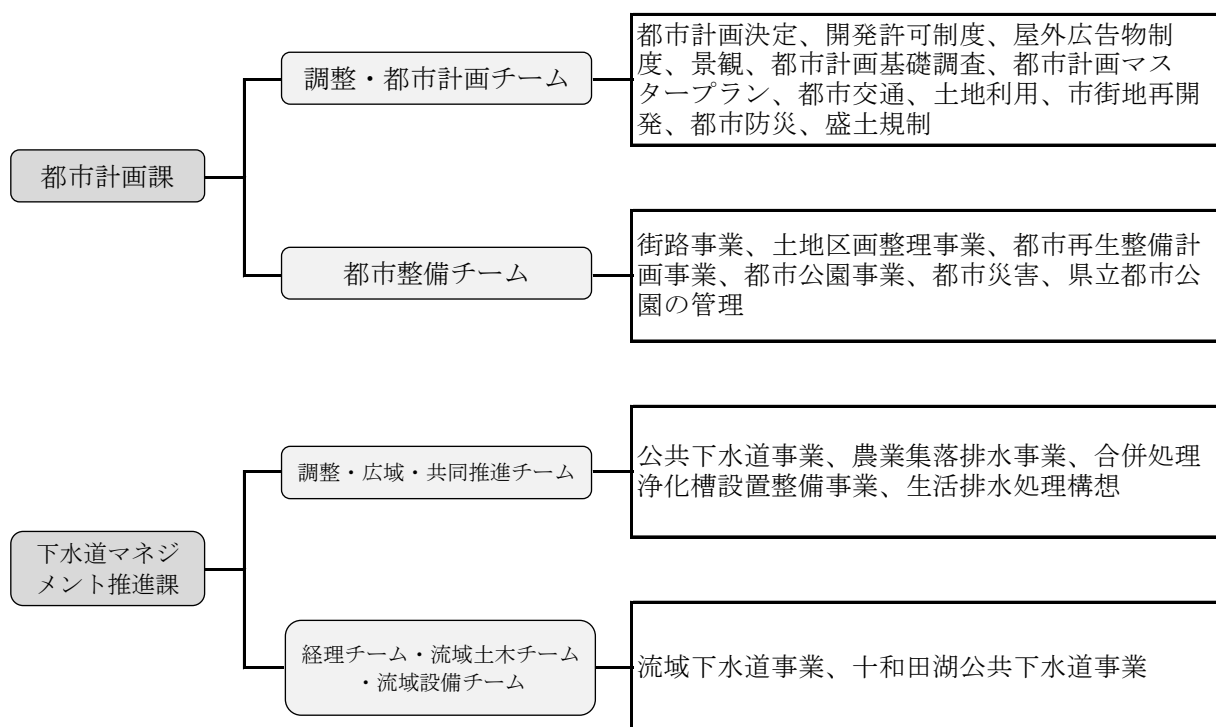
5－7 歴史まちづくり計画認定都市

●認定都市

市町村名	認定申請日	認定日
大館市	平成29年3月3日	平成29年3月17日
横手市	平成30年6月25日	平成30年7月11日

5－8 組織体制

(1) 都市計画に係る事務分掌



(2) 都市計画課に係る事務の市町村への権限移譲

(令和6年3月31日現在)

移譲事務（根拠法）	各法令 条 項 (代表例)	移譲条例 別 表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	事務別 移譲率 (%)	摘 要
			秋 田 市	能 代 市	横 手 市	大 館 市	男 鹿 市	湯 沢 市	鹿 角 市	由 利 本 荘 市	大 仙 市	北 秋 田 市	に か ほ 市	仙 北 市	小 坂 町	上 小 阿 仁 村	藤 里 町	三 種 町	八 峰 町	五 城 目 町	八 郎 湯 町	井 川 町	大 湯 村	美 郷 町	羽 後 町	東 成 瀬 村			
1沿道・沿線地域等における行為 の届出の受理 (秋田県の景観を守る条例)	8条1項	6 2 の 2	○景団		○景団		○	○	○景団		○	○景団	○景団	○景団	○景団	○景団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	82%	市町村
2屋外広告物の違反に対する措置 (屋外広告物法)	7条2項	6 2 の 3	○中核	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	条例制定等事 務処理市町村	
3土地の譲渡に係る事業所得等の 課税の特例等に係る優良宅地の 認定 (租税特別措置法)	28条の4 3項5号イ	6 5 (1, 3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	市	
4都市計画区域内における路外駐 車場の設置の届出の受理 (駐車場法)	1 2 条	6 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	100%	都市計画区域 を有する町村	
5特定路外駐車場の設置等の届出 の受理 (高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律)	1 2 条 1・2 項	6 6 の 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	町村	
6都市計画区域内における開発行 為の許可 (都市計画法)	2 9 条 1・2 項	6 7	○中核	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	市	
7【経由】都市計画区域内におけ る開発行為の申請の受理 (都市計画法)	2 9 条 1・2 項	8 5 - 2 6	○中核	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100%	町村	
市町村別移譲率(%)			100	67	100	67	100	100	100	67	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	96%	

(注)  は、移譲対象外（中核市として処理、都市計画区域・風致地区無し、市のみ移譲対象など）



秋田県立北欧の杜公園 ～噴水エリア～